

○令和6年2月21日(水)

開議 午前10時00分

散会 午後4時52分

○出席委員(15名)

委員 長	塩尻 英明	委員	皆川 ゆきたけ
副委員 長	高橋 ひでとし	委員	たけいし よういち
委員	横山 啓一	委員	まじま 隆英
委員	あべ なお	委員	高木 ひろたか
委員	上野 和幸	委員	えびな 安信
委員	中村 みなこ	委員	佐藤 さだお
委員	小林 ゆうき	委員	品田 ときえ
委員	駒木 おさみ		

○出席議員(2名)

議長	福居 秀雄	副議長	中村 のりゆき
----	-------	-----	---------

○説明員

副市長	菅野 直行	農政部長	加藤 章広
総合政策部長	熊谷 好規	農政部農業振興課長	杉山 利勝
総合政策部財政課長	小澤 直樹	農政部農業振興課主幹	大久保 啓子
地域振興部長	三宅 智彦	土木部長	太田 誠二
地域振興部次長	田島 章博	土木部雪対策担当部長	幾原 春実
地域振興部地域振興課長	佐瀬 勝明	土木部次長	澤渡 武士
地域振興部都市計画課主幹	原 智之	土木部雪対策課長	時田 秀樹
総務部長	和田 英邦	土木部公園みどり課長	星 孝幸
総務部次長	登野 千夏	土木事業所主幹	石持 真
福祉保険部長	金澤 匡貢	教育長	野崎 幸宏
福祉保険部生活支援課長	高桑 和寿	学校教育部長	品田 幸利
子育て支援部長	浅田 斗志夫	学校教育部次長	石原 伸広
子育て支援部こども育成課長	宮川 浩一	学校教育部学校施設課長	熊谷 修
保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長	長谷川 伸一	学校教育部学務課長	山本 厚
保健所主幹	小原 弘慎	社会教育部長	佐藤 弘康
環境部長	富岡 賢司	社会教育部次長	吉田 哲也
環境部環境給水課ゼロカーボンシティ担当課長	安富 一紀	科学館主幹	中田 健裕

○事務局出席職員

議会事務局長	酒井睦元	議事調査課主査	長谷川香織
議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課主査	浅沼真希
議事調査課長補佐	浅海雅俊	議事調査課書記	岡本諭志

○塩尻委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の委員会で品田委員から御要求のありました資料につきましては、委員各位のお手元に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

ここで、特に御発言はございますか。

○えびな委員 社会教育部に、令和5年度の旭川市科学館整備基金の積立金額が分かるものの資料をお願いいたします。

○塩尻委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○塩尻委員長 再開いたします。

ここで、御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について理事者に発言を求めることといたします。

○佐藤社会教育部長 ただいまえびな委員から要求がありました令和5年度科学館施設整備基金の基金積立額の分かるものにつきましては、委員の質疑の前までに提出させていただきます。

○塩尻委員長 それでは、ただいまの資料につきましては、委員会の資料とすることによりよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、議案第1号ないし議案第27号の令和5年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○あべ委員 平仮名4文字、あべなおです。

去年の秋、実は田植のお手伝いに行っただけなんですけれども、農家さんが、スマホだったかタブレットだったかを見ながらやっています、私は、ひたすら苗みたいのが乗った黒いシートを延々と機械に乗せる作業をしまして、思っていた田植と違って、今は昔ほど人手が必要ではなく、随分、機械化されているんだなというふうに思いました。

また、神社の御田植祭にも参加しまして、こちらは完全に昔ながらの手作業で、腰も痛くなりましたし、虫とかちょっと怖くて、はだしで田んぼに入ることができなくて、ビーチサンダルで入りましたら、途中、片方が脱げてしまって、泥の中でいなくなってしまう、結局、はだしでや

る羽目になり、今でもサンダルは見つかっていません。

というわけで、スマート農業・省力化技術導入支援費についてお伺いいたします。

まず、この事業の内容についてお示してください。

○大久保農政部農業振興課主幹 物価高騰や労働力不足、経営規模の拡大などに対応するため、スマート農機として位置づけられているGPSガイダンス、自動操舵システムのほか、今回は新たに水管理システムの導入を支援し、農作業の省力化、効率化及び農業者の所得向上を図ろうとするものです。

○あべ委員 農作業の省力化、効率化や所得向上など、すごくいいことばかり聞こえてきて、本当にそれだけの価値があるものなのかなと思って調べてみました。農研機構によると、水管理システムの導入により、作業時間が平均で80%短縮できたというデータに加え、収益増が20%を超えた事例もあるとのこと、すごく驚きました。また、先ほどの答弁にもあったように、GPSガイダンスなどのスマート農業導入と役割分担や作業体系の見直しにより、前年比25%効率化した事例のほか、女性オペレーターによる作業など、女性参画がしやすくなり、女性活躍の場が広がったとの事例も伺っています。これらのことから、スマート農業は、本市の農業を包括的に支えるためにも積極的に導入し、生産効率の向上につなげていくべきものなのだなと感じました。

そこで、お聞きします。

この事業は、全体としてどのくらいの農家を対象に実施をする予定でしょうか。

○大久保農政部農業振興課主幹 GPSガイダンス、自動操舵システムは、37の経営体に、水管理システムは29の経営体を対象としております。

○あべ委員 全体で66もの経営体ということで、想像の倍ぐらい多かったです。

答弁にありました今回新規で始まったという水管理システムですが、どのようなものなのでしょうか。

○大久保農政部農業振興課主幹 水管理システムは、圃場の水位や水温などを各種センサーで自動測定し、スマートフォンでいつでも、どこでも確認が可能であったり、水田に水を張る際の給水口の遠隔操作なども自動制御できる装置など、水稻の育成に必要な水の管理を補助するシステムとなっております。

○あべ委員 水田における水管理ということですね。

水管理は、米づくりの半分を占めるという意味で水見半作とも言われますし、この部分をスマホで管理できたら、省力化だけでなく、そのデータを活用するなどすれば、さらなる生産効率の向上につながると思います。本市は稲作農家が多いことから、興味を持つ農業者も多いのではと思っています。

そこで、お聞きします。

この事業の採択はどのような方法でなされるのか、お示してください。

○杉山農政部農業振興課長 事業の採択に関しましては、あらかじめ市内の4JAに依頼して需要調査を実施しております。

同調査で希望があった農業者分を予算化しておりますので、基本的には、需要調査で手挙げされた方は採択される予定となっております。

○あべ委員 市内4JAに需要調査を依頼という流れで採択の決定がなされるとのこと、今後も

ぜひ多くの農業者が手挙げしてくださることを願います。

今回、私なりにいろいろ調べたのですが、スマート農業と一言で言っても、様々な種類があることを素人ながらに勉強しました。本市が支援しているスマート農業の対象は、ほぼ水田、稲作向けのようなようです。本市農業は果物や野菜などの栽培も盛んであり、最初の答弁でもいただきましたが、物価高騰や労働力不足といった課題はどの農業者にとっても同じであると考えます。

なぜ水田向けの支援ばかりなのか、本市としての見解を伺います。

○杉山農政部農業振興課長 これは、本市の農業生産額142億円のうち76億円、53%が水稲によるもので、水稲を中心とした地域であることが大きな理由となります。

しかしながら、市内には、てん菜や小麦、バレイショ等を主力とする地域もございます。今回の需要額調査においては、このような畑作専業農家の方からも希望をいただいたところでございます。

本事業につきましては、水田に限定することなく、GPSガイダンス、自動操舵システムの導入支援を実施することを検討してまいります。

○あべ委員 本市は、上川百万石としても名をはせた歴史もありますし、現在でも農業生産額の半分以上を稲作が占めていることから、水田向けの支援が中心となっていることが分かりました。今後は、ぜひ、野菜、果物なども含めた本市の農業全体を支えるような支援の展開を望みます。

スマート農業を導入するに当たっての課題の一つとして導入コストの高さが挙げられていますし、今回の支援対象の拡大は非常によい取組だと思います。

実は、農家さんからもスマート農業についてお話を伺ったことがあるのですが、スマート農業に興味はあるけど、種類が多過ぎて自分の農業に適したものが分からないといったお声もいただいたことがあります。現在、機械やアプリなど様々な技術がどんどん開発されて実用化されていますが、農家さんにとっては、こういった技術、つまりスマート農業に対する学習機会が少ないから、先ほどのようなお声も上がってくるのではないかと感じました。

特に、長年農業に関わってきた農業者の方々は高齢であることが多く、新しい機械やソフトウェアの存在は身近ではなく、覚えるのにも時間がかかってしまうのではと考えます。より多くの農業者にこの事業を活用していただき、執行率を高めるためにも、スマート農業の学習機会の不足は本市としても解決すべき課題であると指摘いたします。

そこで、お聞きします。

スマート農業の学習機会の不足について、本市としてどのような認識をお持ちであるか、お示しください。

○杉山農政部農業振興課長 委員の御指摘のとおり、若年層から中年層の農業者におかれましては、スマート農機を積極的に導入し、効率的な営農の推進を図っていただいていると存じますが、高齢者の方にとっては利用が難しい部分もあるかと存じます。

本市といたしましては、平成28年頃から、本市が事務局を務める農業関連団体の研修会等において、GPSを活用した農業を紹介したり、JAや機械メーカーと協力しながらスマート農機の体験会を実施するなど、スマート農業に関する学習の機会を設けてまいりました。また、農作業の省力化につながる支援として、自動散水システム、これはハウスの中の自動散水システムなんですけれども、それであるとか、過去には、ビニールハウスの自動巻き上げ装置の補助も実施しており、農業者の皆様になんげスマート農業や省力化技術の普及を図ってきたところでございます。

今後におきましても、最新の情報に注意を払いつつ、研修会や、必要に応じて支援制度を設けるなどし、本市農業全体を支えるようなスマート農業の普及に努めてまいります。

○あべ委員 食と農をめぐる世界事情は、まさに今が転換期にあり、本市の基幹産業である農業と豊かな食文化の維持に向けて、これからは先端技術の活用と生産性の向上を図る必要があることが私でも分かりました。まずは、その一歩であるスマート農業導入のための下地づくりにも目を向けていただけたらと思います。それで、この事業についての質問は終わりにします。

次です。

御存じの方も多いと思いますが、私も食とか農業振興というものに興味や関心を持っていて、SNSなどで本市の農業のよさを発信してきた経緯があります。実は、先日もイケオジ、イケボイスと称される本市農政部の加藤部長とユーチューブの撮影をしてきました。本日昼にアップ予定なのですが、本市農業の魅力をさらに多くの人に知ってもらえたらと思っています。

そこで、農業振興基金積立金についてお伺いいたします。

まず、この事業の内容についてお示してください。

○大久保農政部農業振興課主幹 本市農業の振興に向けて、農業者の営農活動への支援や農産物の流通、消費拡大に係る事業への支援等を国費、道費も活用しながら実施しておりますが、安定した支援を継続して行うための財源の確保が課題となっております。

そのため、ふるさと納税等の寄附金を活用し、農業振興に必要な事業に充てるため、基金の設置を新年度に予定しておりましたが、今年度、企業版ふるさと納税制度を活用した100万円の寄附の申出があったことから、急遽、本議会に農業振興基金条例を提案し、基金が設置された後、寄附金を積み立てることとしたものです。

○あべ委員 100万円をいただくと答弁にありましたが、どういう経緯で、どこからいただくものなのでしょうか。

○大久保農政部農業振興課主幹 この寄附金につきましては、ホクレン農業協同組合連合会様から企業版ふるさと納税の担当部局へ寄附の相談をいただいた際に、農業振興に係る事業への寄附を希望されたものです。

○あべ委員 ホクレンからということですね。

この基金はどういった事業に使われるのでしょうか。

○大久保農政部農業振興課主幹 今回いただいた寄附金につきましては、具体的にはこれから検討いたしますが、農業者の設備投資や6次産業化に係る経費の支援、農産物の流通、消費拡大の支援事業に使うことを予定しております。

○あべ委員 6次産業化といった支援に使われるということで、農業者にとって明るい未来となる基金だということが分かりました。

企業版ふるさと納税からの寄附ということでしたが、旭川市のホームページを見ると、農業分野で募集を強化しているプロジェクトは、先ほど質問したスマート農業に関するものが一つ、もう一つは農産物の魅力発信や6次化に関するものがありました。民間企業に本市の様々な取組への理解を深めていただき、寄附を通じて積極的に貢献していただくためにも、今後もほかの自治体とは違った工夫を凝らしたプロジェクトの実施が必要だと思います。

本市農政部では、このプロジェクトの一つとして、旭川市出身の下國シェフを食のアンバサダー

として起用し、農畜産物や食文化の魅力発信をしていますね。Xでの投稿を見ていると、下國シェフが手がけたカレーや甘酒や米粉を活用したおいしい投稿をしていて、閲覧数も多いことから注目度が非常に高いと感じています。また、私も、先日、動物園でこのカレーを食べましたが、寒締めホウレンソウと黒豆を使ったミールズという付け合わせもおいしかったです。こういった地産地消や旭川の食を世界に向けて発信しているという取組を自信を持ってアピールしてほしいと思っています。

これらは非常によい取組だと思うのですが、Xでは、これらの取組とふるさと納税がいまいちリンクしていないという印象があります。今後は、こういった取組と、ふるさと納税を所管する部局と連携を図り、企業版や通常のふるさと納税への実際の寄附につながるような、いわゆる財源確保と農業振興を掛け合わせた取組も必要だと考えますが、本市の認識をお示しください。

○杉山農政部農業振興課長 委員の御指摘のとおり、本市の下國シェフに関わる一連の事業は、情報発信をしつつ、それが財源確保につながるような取組を目指しているところですが、まだまだはっきりとした成果が見えるところまでには至っておりません。

このたび農業振興基金を創設したことにより、直接、農業に支援していただける体制が整ったところから、企業版や通常のふるさと納税の担当部局とも連携しながら、本市農業に興味を持っていただき、応援したいと思っていただけるような取組を農業者やJA、その他、食や農に関係する事業者の皆様とともに実施してまいります。

○あべ委員 余談ですが、下國シェフのカレーを食べに旭山動物園に行ったのですが、下國シェフのプロフィールとか限定何食とかが書いたポスターがお店の前とか店内に張ってありまして、外国語表記が一切ないんですね。先日、このカレーを食べに行ったのは平日だったんですけども、店内は台湾だとかシンガポールといったアジアを中心としたインバウンド、海外からの観光客ばかりでした。お昼どきだったので、お店もそれなりに混んでいて、みんな何を食べるのかなというふうに見ていたら、指さしてメニューを注文して、みんなラーメンを食べているんですね。このカレーは、予算と時間と労力をかけて開発して、提供数も限定で希少価値があるということですよ。ぜひ、食べてもらうべきではないでしょうか。

ジェトロの記事で、シンガポールと台湾についての市場状況について書かれているものがあつたんですけども、これらの国、シンガポールと台湾の人々は、ジャパンブランドには興味があるけど、地域ブランドには興味がない、ただし、北海道に限っては例外というものでした。唯一、認知され、興味がある地域が北海道なんだそうです。多くのインバウンドが北海道を訪れているのは、その証明なんだと思います。

そして、今、美瑛ブランドも認知されつつあるとのこと。台湾の有名なパイナップルケーキのお土産屋さんで美瑛産小麦を使っているというのを出したら、物すごく売上げが伸びたという事例をちょっと見たんですけど、インバウンドが激増している今こそ旭川ブランドを売り込むときだと思います。

この基金の使用目的にもある旭川産農畜産物の流通と消費拡大には、インバウンドの力が必要不可欠だと思いますし、実際に食べてもらうことで、おいしさや安全性を知ってもらい、帰国後はそれを広めてもらうことでその価値はさらに向上していくとも考えます。なかなか食べられないことで海外でも有名ともなれば大成功、企業版ふるさと納税としても訴求力の高いプロジェクトとなる

のではないのでしょうか。

インバウンドの食体験向上に向けたプロジェクトも展開すべきだと思いますが、本市の見解をお聞きします。

○杉山農政部農業振興課長 旭山動物園東門レストランの旭川カレーは、下國シェフが旭川農産物を季節に合わせてアレンジしたミールズ、付け合わせですけれども、これを提供することが大きな特徴であり、ここに来れば旬の旭川産の野菜をおいしい旭川米と一緒に楽しんでいただけるということを目標としております。

このカレーをきっかけに旭川産農産物を認識していただき、ECサイトやふるさと納税などを通じた日本国内での流通拡大を意識しておりましたが、委員の御指摘のとおり、インバウンドの食体験を通じて新たな消費拡大の可能性もあることから、今後は海外の方へ向けた周知方法やプロジェクトも検討するなど、引き続き旭川産農産物のブランド化を推進してまいります。

○あべ委員 企業版ふるさと納税は、今回の基金の目的である農業振興事業のみならず、地方創生事業を進める上で重要な財源となる可能性があるわけですから、市全体で連携を図り、魅力的で実行可能な事業をつくり、積極的な発信をする必要があると考えます。

そこで、ユーチューブ撮影の感想なども交えながら本市としての今後の方向性をお示しいただき、私の質疑を終わりにします。

○加藤農政部長 委員におかれましては、いろいろと農業関係のことにつきまして応援していただきまして、ありがとうございます。

それと、先日、恥ずかしながら私も緊張しながらユーチューブのほうに出させていただきまして、みんなに見ていただければなというふうには思っておりますけれども、自分の顔を見ると恥ずかしく、ちょっと見られないなと思いつつ見えておりました。

今回、今、最後のほうにお話がありましたふるさと納税に関することにつきましては、やはり、旭川市役所の内部の全部局において非常に有効な取組、システムなのではないかなというふうに思っています。関係部局が集まりながら、さらに連携して相乗効果を高めるような事業というものも可能ではないかというふうに考えているところです。

特に、現状の中で、農政部、農業行政におきましてはやはり非常に有効でして、先ほど前段で委員からもいろいろとお話ございましたPR事業もそうなんですけど、まずは、スマート農業の推進というものは、旭川市の農業において非常に大切なもの、必要不可欠なものだというふうに考えております。農業者のほうも減少しておりますので、少ない人数でということからも、大区画化している中でもということが必要なものだと思っています。

ただし、お話があったとおり、非常にお金がかかるということも間違いございません。だけれど、必要であると。そういう中で、旭川市としても、国の補助事業ですとか道の補助事業を、なかなか、やっぱり市の中では難しさがある中でそれらを活用してきたと。だけれど、国の補助事業とかということになりますと、それが採択されるかどうかというのはまた別の話で、採択されないこともあるんですね。今回は交付金でこういった予算を設けることができましたけれど、交付金も、こういった、いろいろと物価高騰対策とかがあるのでできたということ、毎年あるわけではない。そうすると、予算をつけたとしても、それが実行できないこともあるということになります。

そういう中で、今回このふるさと納税を活用した基金というものを設置することによって、それ

が、市税収入とか補助金とは違った新たな財源としてこれができるということになりますので、ある程度の金額をプールすることによって、安定したというか、継続した計画的な農業振興策ができるということになりますし、旭川市としての事業になりますから、裁量を持つことも可能になるということになります。

ですから、非常に意義があるので、これを、皆さん、企業の方、それから個人の方にもこういったことについて理解をいただきながら、旭川市としては非常に大切に、で、もう最大限有効に活用してまいりたい、そういうふうに考えています。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○小林委員 皆様、おはようございます。

私は、質疑のたびにすごく緊張してしまって、今もちょっと手が震えているんですけど、緊張してとっても早口になってしまうんです。なので、一部の方からは、とてもそれが聞こえづらいという御指摘をいただきましたので、本日は、とてもゆっくりしゃべることを意識していきたいと思っております。

理事者の皆様におかれましても、ゆっくりお話ししていただけると私のほうもとても意識しやすいので、ぜひよろしく願いいたします。

まずは、地球温暖化対策推進費について伺います。

新規事業だそうなので、少し詳しく聞かせていただければと思っております。

まずは、事業の目的を教えてください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 事業の目的でございますが、令和3年10月、本市が表明しました2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すというゼロカーボンシティ旭川の実現に向けまして、産官学金の連携の下で市内企業における事業活動に伴い排出されます二酸化炭素量の見える化に関する取組を支援し、取組後における削減計画の策定や実施につなげるというものでございます。

○小林委員 次に、事業の概要を教えてください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 事業の概要でございます。

市内企業における可視化の取組の促進を図るため、本市が市内企業に二酸化炭素排出量の可視化のために利用するクラウドサービスなどの費用の一部を補助するとともに、本市における脱炭素施策の策定のための情報の充実を図るため、補助を受けました企業が本市に対しまして可視化のデータを提供するというものでございます。

また、補助件数につきましては、50件を予定しております。

○小林委員 市内企業に二酸化炭素排出量可視化のための費用を補助し、データを提供してもらうための事業ということでした。

この事業で直接的に二酸化炭素排出量の削減を図るというよりは、まずは可視化してもらう、そ

して、次につなげるための情報収集をするという、この2つが目的という理解でよろしいでしょうかね。分かりました。

続いて、事業の予算と財源について伺います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 事業費につきましては、補助金が300万円、事務費が63万4千円の合計363万4千円でございます。

その財源につきましては、全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

○小林委員 財源は、全額、国から来ている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということですね。

第4回定例会の補正予算にも、環境部のほうでこの交付金を使った新規事業があったように記憶しています。何か、とても使い勝手のいい交付金みたいですね。

物価高騰対策と事業者の二酸化炭素排出量の可視化というのが、一見、つながっていないように感じるのですが、二酸化炭素排出量の可視化によってどのような効果があると考えているのか、伺います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 可視化の効果でございますが、事業活動に伴う二酸化炭素の排出量が数値で明らかになることによりまして、削減に向けた意識が生まれ、行動に結びつくことに加えまして、現在、価格が高騰しているガソリンや灯油、電気やガスなどの使用料の抑制に伴う経費の削減、環境に配慮した企業であることを効果的に広告することで、一般消費者や取引先企業などからの信頼の獲得、さらに、獲得に伴う企業価値の向上などがあると考えております。

○小林委員 市の事業目的としては可視化と情報収集ではあるのですが、副次的な効果として意識や行動変容、企業価値の向上などがあると考えているということですね。

二酸化炭素排出量の可視化によって、二酸化炭素排出量削減のためにエネルギーの使用量を抑制するという実際の行動につながれば経費削減になる、これが事業者への物価高騰対策ということになるのでしょうか。

その副次的な効果、物価高騰対策も見越した事業なのであれば、その効果について目標値などは設定しているのか、伺います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 可視化の支援事業は、市内企業に対する二酸化炭素排出量削減の動機づけでありますことから、目標値は設定しておりません。

本市が市内企業の可視化後の削減行動に対する支援を行う場合、支援対象企業数であったり、想定削減量などに基づきまして目標値を設定したいと考えております。

○小林委員 あくまで今回の事業は可視化と情報収集ということですね。分かりました。

情報収集について、もう少し詳しく聞かせていただきます。

データはどのような活用を想定して、どのような内容、期間で収集するのか、お聞かせください。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 補助を受けた企業には、少なくとも1年間、可視化に取り組んでいただいた上で、取組期間内のエネルギー使用量や二酸化炭素排出量のデータを本市に提供していただくことを予定しております。また、このデータによりまして季節ごとの状況を把握できますことから、可視化後の削減に対する支援策を緻密に検討できると考えているところでございます。

○**小林委員** 本事業で収集したデータは、今後の二酸化炭素排出量削減支援策を検討するために利用するというものでした。

検討材料とするための情報収集ですが、補助件数が50件となっております。1件当たり6万円ですね。市内の事業所数に対して非常に少ないなと思いました。これで必要な情報が収集できるのかなとちょっと疑問に思いますので、市内の事業所数と補助件数についてどのような認識なのか、伺います。

○**安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長** 旭川市内の事業所数は、いわゆる経済センサスの直近値によりますと1万4千16事業所であるのに対しまして、補助件数は、1事業者当たりの補助金額が6万円の計50件でありますことから、市内の事業者数に対し、補助件数は少ないと認識しております。

今回の実施結果を検証しまして、今後は拡充していきたいと考えているところでございます。

○**小林委員** 今後、補助件数を増やしていくことも考えているということですね。

事業所が1万4千16あるということでしたが、一応、確認なのですが、補助対象は、事業所ではなく事業者単位ということでしょうか。

○**安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長** 補助対象につきましては、旭川市内に本店、または支店、もしくは営業所などがある事業者となります。

○**小林委員** 事業者単位ということでした。

対象となる事業者がどの程度あるのか、ぱっと分からないのですが、せっかく上げていただいたので事業所でお話をすると、今回の補助数50件というのが全体のうちの0.35%ということになります。恐らく事業者単位にすると対象はもっと少ないとは思いますが、情報収集という点で見たときに十分な量とはあまり言えないのではないのでしょうか。

また、情報収集という点では、代表性の担保もとても重要だと感じています。例えば、事業者の規模は大きいのが小さいのがあると思うんですけど、規模や種類などによって排出量が大きく異なりますし、既に排出量の改善に取り組んでいる事業者なのか、そうでない事業者なのかによっても収集できるデータが異なります。事業の内容上、応募者が環境への意識が高い事業者ばかりになってしまったといったこともあり得るかと思います。得たデータが実態に即していないものとなってしまって、次に考える施策が的外れなものになってしまうという可能性もあるのではないかなと思います。

また、例えば、小さな事業者だと、そもそもの排出量が少なく、可視化の副次的な効果として挙げていただいた点ですね、エネルギー使用量の削減の効果であったりとか、そういったところが薄かったり、そもそも企業価値の広告をするような媒体を持っていないということも考えられるかなと。小さい事業者だとホームページとかは持ってない、環境に私たちは配慮していますよということを宣伝することもなかなか難しかったりするんじゃないかというところを考えると、副次的な効果はメインのところではないというお話ではあったので、そこはいいのですが、情報収集といった点から見てもちょっと大丈夫なのかなという心配がありますので、この代表性の担保と効果という点から、事業所を限定したり、規模や種類ごとの枠を設けてバランスをよくする、そしてデータの多様性を維持するとか、そういった工夫も必要んじゃないかなと思うのですが、どのような認識なのか、伺います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 排出量が少ない事業者における削減の具体的な取組が好事例となりまして、排出量の多い事業者に波及し、全体の排出量の削減が推進され得ることから、対象を限定しないで事業を実施いたします。

なお、御指摘のありました多種多様なデータを収集できないおそれがあることにつきましては、先ほどの答弁のとおり、実施結果を踏まえた補助の拡充などで対応してまいりたいと考えております。

○小林委員 今回は対象を限定せず、今後の拡充で対応していくということでしょうか。今後増やしていくかどうかというのは、どの段階で判断されることになりますか。すみません、追加で。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 今回、市内の事業者様に1年間の取組をお願いすることから、その1年の状況を踏まえて判断したいと考えております。

○小林委員 1年間の内容で判断していくということでした。

本事業がデータの収集を主な目的としていながら、収集できるデータが市全体の代表性に少し乏しいのではないかなという問題意識があるのですが、ちょっと、次は視点を変えまして、可視化とその効果について、市の取組から伺っていきたいと思います。

まず、市の施設や事業で排出している二酸化炭素量について、その可視化を行っているのか、また、可視化しているのであれば、それを公表すれば、先ほど挙げていただいた副次的な効果というのが市でも生じているはずだと思うんですが、まずは、可視化しているのか、そして、それを公表しているのか、伺います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本市の施設や事業で排出されている温室効果ガスの排出量は、平成13年度より可視化しております。また、排出量につきましては、本市のホームページで公開しているところでございます。

○小林委員 平成13年度、2001年度から可視化している、それを公開しているということでした。

では、市の排出量の概要と、最近の特徴や傾向を伺います。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 本市の施設や事業で排出されているCO₂の排出量は、直近の令和3年度の実績で9万5千368トン、平成24年度の実績が9万7千669トンでありますことから、約2.4%の2千300トン、排出量が減少しております。

令和2年度と比較しました令和3年度の主な特徴としましては、揮発油や灯油、軽油やA重油、LPガスは、市長部局、教育委員会、水道局、市立病院におきまして使用量が減少したことから排出量が減少しております。また、都市ガスや天然ガスは、教育委員会、水道局におきまして使用量が増加しましたことから排出量が増加しております。さらに、電気につきましては、令和2年度と令和3年度における使用量の差はほぼありませんが、電気事業者の排出係数が小さくなったことから排出量が減少しているという特徴や傾向がございます。

○小林委員 令和3年度、ちょっと元号だと分かりづらいので、常に西暦で話していくのですけれど、令和3年度、2021年度と平成24年度、2012年度と比較して、2千300トンの減少ということですが、どれぐらいの量なのかちょっと数値では分かりづらいので、分かりやすく御説明していただければよろしいでしょうか。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 1世帯当たりの年間のCO₂排出量は約3

トンでございますことから、約770世帯分となります。

○**小林委員** 770世帯ということで、非常に大きく減少しているんだなと思いました。

減少要因は様々あるのだと思いますが、今回の事業と同様に可視化による効果もあるとお考えなのでしょうか。

○**安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長** 委員の御指摘のとおり、可視化が他の要因とも相まってCO₂の排出削減に向けました意識を生み、行動に結びつけたものと考えております。

今後も可視化を継続するとともに、市役所自らが率先した取組を行い、市民や事業者の模範を示してまいりたいと考えております。

○**小林委員** 市が率先して取り組んでいくというのは非常に重要なことだと思います。

しかし、正直、私も教えていただくまで二酸化炭素の排出量を公表していたというのを知らなかったんですね。なので、可視化がここ10年間の市の排出量の削減に動機づけとか行動変容という意味でどの程度貢献していたのかというのはちょっと疑問だなと思います。

また、公開した2001年から増減を繰り返しながら減少していったというふうにグラフを見て思ったのですが、いただいた資料では2010年が一番排出量の少ない年となっていました。2012年と2021年を比較したら2千300トン、770世帯分の排出量が減少していたということだったのですが、その前年である2011年と2021年を比較したら1万265トンの増加となっております、約3千420世帯分増加しているということになっていました。なので、比較対象が10年前なので、2012年が正しいとは思いますが、11年前と比べると3千420世帯分増えているという話になっているので、なかなか、緩やかに減ってはいるんですが、減少したとはちょっと言いにくいような気もするなというふうに思っております。

旭川市の事業全体で減少量が2千300トンということで、数字はとっても大きいなと思うんですが、小さな事業者や既に排出量削減に取り組んでいる事業者だと、副次的な効果というのが微々たるものになってしまうんじゃないかなとも思います。ちりも積もれば山となるというので、意識を変えていくことや波及効果はもちろん重要ですし、小規模な事業者を対象にする必要がないと言っているわけでは全くないのですが、とはいえ、市の推奨事業メニューとして中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援があるというのは分かるんですけど、今回の可視化の事業が直接的にエネルギー使用量の削減を目的とはしていないと。つまり、エネルギー使用量の削減による経費の削減というのを直接の目的にはしていないというお話を先ほどされていたかなと思いますので、この事業で集める50件の情報がきちんと次の施策に生かされるものになるのか、今後、補助対象を増やしてどの程度のコストで必要な情報が集まる予定なのか、可視化によってどの程度の効果が見込めるのか、それは物価高などで市民の生活が脅かされている今、行うべき事業なのか、そこは検討の余地があるんじゃないかなと思っております。

ということで、最後に、この事業についての認識を伺って、環境部所管分の質疑を終えます。

○**富岡環境部長** CO₂の排出量の可視化でございますけれども、先日、2月10日と11日になりますが、ヴォレアス北海道の試合の会場におきまして、三井物産とその子会社でありますEarth Hack株式会社と市の合同で個人を対象としたCO₂排出量の可視化といったイベントを実施いたしました。私も会場に行ってまいりましたけれども、2日間で約180名の方が非常に興味を持って興味深く体験されたということでございまして、大変有意義な取組であったなという

ふうに思っております。

近年は、日本でも世界でも各地で大雨災害が多発しておりまして、地球温暖化がその主な要因ということで、現在は、世界各国がCO₂をはじめとした温室効果ガスの排出削減に取り組んでいて、マスコミなどを通じてそのこと自体はほとんどの市民の方が認識をされているというふうに思います。

しかし、そのことを理解していても、実際にどうなんだろうと。自分は、もしくは自分の会社がどれぐらいCO₂を排出して地球温暖化に影響を及ぼしているのかといったことが実感として実際分らないと、なかなか行動にも移りませんし、何をやればいいのかといったことも分からずにそのままになってしまうという形になることが多いのではないかなというふうに思います。

そこで、今回の可視化の事業でございますけれども、実際にどの程度CO₂を排出しているのかということをはっきりと数字で表して認識していただいて、そういうことが分かれば動機づけにもなりますし、実際にどういった対応を行えばいいのかといったことも分かるという中で、また、そうした動きが今後どんどん広がっていくという形になっていけば、本市におけるCO₂削減ということが非常に大きな形につながっていくことになるのかなといったことを期待して実施する事業ということでございます。

今回は、市内の企業50社ということでちょっと少ないのではないかなというような御指摘はございますけれども、しっかりとまずはこの50社でやらせていただいた上で、どのような傾向がデータとして捉えられるかといったことを踏まえて、1年間で検証した結果として、事業の拡大といったことを検討するというようなことを課長も言うておりましたが、1年を待たずに、ある程度の段階で、次年度もどういった形でやっていくのかといったことはしっかりと検討していかないといけないというふうに思っておりますし、先ほど申し上げました民間と連携したCO₂の可視化、排出量の可視化のイベント、これについても、様々なイベントですとか機会を利用して、継続して今後も実施していきたいというふうに考えております。

こうした取組をさらに今後は拡大して行って、多くの市民の皆様意識していただく、また企業の皆さんに意識をしていただくということでこの取組を拡大して行って、また、旭川市としても、世界的にも知名度の高い旭山動物園、これのゼロカーボン化といったことも同時にしっかりと進めながら、2050年での旭川市におけるゼロカーボンシティ、これの実現に向けてしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○小林委員 とても意味のある事業だとは思っているんです。ただ、補助件数が少ないので、情報収集というところと、可視化による効果というのがどの程度あるのかというのは少し疑問だというところで、市民の生活のほうは私としては優先事項かなとも思っておりますので、ゼロカーボンシティの宣言をしたというのがあるので、それを進めていかなければいけないというのはもちろんなんですが、物価高騰が続いている中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使ってまでやるものなのかなというところが、メニューにあるとしても少し疑問だなというところで指摘をさせていただきました。

次に、福祉保険部について伺います。

3款3項2目の生活保護等費について、まずは、生活保護等費の補正の概要と償還金が生じた理由について伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護等費の補正額につきましては、全額が令和4年度国庫負担金の精算に伴う償還金でございます。

生活保護費の扶助費の財源は、その4分の3が国庫負担金であります。国庫負担金の受入れ済み額143億3千146万5千円に対し、確定額が138億2千285万8千円となったため、受入れ超過となった5億860万7千円を国に返還するものです。

生活保護費の国庫負担金所要額を見込むに当たりましては、生活保護受給者数の推移や各扶助費の例年の支出状況等を勘案して推計するところですが、結果として、被保護世帯数が見込みを下回るとともに、コロナ禍の影響と考えられる医療扶助費が減少したことなどにより実績額が所要額を下回り、国庫負担金が課題となったものでございます。

○小林委員 被保護世帯の減少や医療扶助費の減少により、見込んでいた金額を5億800万円ほど下回ったということでした。

被保護世帯の減少について、少し深掘りをさせてください。

まずは、本市における生活保護受給世帯の推移と傾向について伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 被保護世帯数の推移につきましては、3年間の数値で御紹介いたします。

各年度の平均値でございますが、令和2年度は9千892世帯、令和3年度は9千820世帯、令和4年度は9千713世帯であり、少しずつではございますが、毎年減少しております。

○小林委員 年々減少傾向であるということですが、その理由として考えられるものは何でしょうか、伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 旭川市自体の人口が減少していることに加え、被保護世帯の半数以上が高齢者世帯となっているという状況が影響しているものと考えております。

令和4年度においては、被保護世帯数9千713世帯のうち高齢者世帯が5千671世帯と全体の58.4%を占めており、しかも、この比率は毎年増加しております。

令和4年度では、生活保護の開始が841世帯、廃止が974世帯であり、廃止が開始を上回っております。廃止のうち、死亡による廃止が466件と約半数を占めており、高齢者世帯の割合が高いことから死亡による廃止が多くなっているものと考えております。

○小林委員 人口の減少と、高齢者の死亡による廃止が多く、廃止が開始を上回っていること、この2つが減少の主要因ということでした。

高齢者の死亡による廃止が多くて、廃止が開始を上回っているという話なので、つまり、廃止が増加しているということなのかなと思ったのですが、事前にいただいた資料を見ると、2013年から2022年の10年間では廃止数が比較的安定しておりまして、むしろ開始数が減少しているんですね。単純比較なのですが、それぞれの数の2013年と2022年を比較すると、廃止数は101%の微増なのに対して、開始数が85.9%と大幅に減少しています。

また、全国と同じ傾向なんですけど、母子の生活保護受給世帯が減少し続けておりまして、旭川市も、2022年の受給世帯数は2013年の世帯数の42.4%、半分以上減少しているということになっております。御答弁で今いただきました被保護世帯の減少は、高齢化による廃止の増加という解釈については、これはちょっと疑問が残るかなと思います。純粹に旭川の景気がよくなって生活保護を受ける必要がある市民が減ったという喜ばしい状況ならいいんですけど、生活保護制

度がもともと捕捉率が低いと指摘されている制度でもありますので、何らかの要因によって制度利用が阻害されて、被保護世帯が減少したという可能性も検討しなければならないかなと思います。

まずは、生活保護申請の窓口の体制や相談件数について伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 生活保護の相談につきましては、生活支援課相談支援係において、正職員4人、会計年度任用職員2人の計6人で対応してございます。生活保護の相談につきましては、相談者から多くのことを聞き取らなければなりませんので、面談時間は1時間以上必要となりますし、面接記録票の作成にも時間を要しますので、6人の職員は、毎日、入れ替わり立ち替わり面接相談に従事しております。

生活保護の相談件数を御紹介いたします。

電話相談なども含めた数字でございますが、令和2年度は3千707件、令和3年度は3千828件、令和4年度は3千701件であり、ほぼ横ばいでしたが、本年度、令和5年度は4月から12月までで3千76件と、年間では4千件を超える見込みとなっております、相談件数は明らかな増加傾向にございます。

これに伴い、面接相談員が時間外勤務で面接記録票を作成することも多くなっている現状でございます。

○小林委員 2022年度は6人で3千700件、今年度は4千件を超える相談を受けているということでした。時間外勤務が増えていっているという感じなんですかね。なので、職員の皆さんの負担も心配ですし、相談対応の質が低下する懸念があります。

窓口の人員については国の規定があったりするのでしょうか、教えてください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ケースワーカーと面接相談員を合わせました現業員の人数といたしましては、社会福祉法において、被保護世帯80世帯につき1人の現業員が必要であると規定されておりますが、面接相談員に限っての規定はございません。

○小林委員 国では80世帯につき1人のケースワーカーを置くことが規定されていると。旭川市は、この人数の中に面接相談員を含むということでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 面接相談員を含めた現業員として位置づけております。

○小林委員 世帯数に対してケースワーカーが7名ほど足りないというのが、第3回定例会の決算審査特別委員会の中で能登谷議員の質疑がありまして、その中でも指摘されていたと思いますし、その上で数名が相談対応に回っているということなので、本当に職員の皆さんの負担減というのを考えていかなきゃいけないんじゃないかな、職員の増員というところも含めて考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

ちなみになんですが、この相談員6名というのは妥当な人数なのでしょうか。同規模の自治体と比較してどのような状況なのか、お答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 面接相談員の人数に関して同規模の自治体との比較ということで、本市と人口が比較的近く、生活保護受給率も本市と同程度に高いということで、高知市と青森市について申し上げます。高知市は、正職員2人、会計年度任用職員4人の計6人、青森市は、再任用の職員4人となっております。

面接相談員の位置づけは、自治体によって様々でございまして、査察指導員が兼務で面接相談員を行う場合や、ケースワーカーが兼務で面接相談を行う場合、本市のように専門の面接相談員の配

置を行う場合などがありまして、他都市と比較して本市が多い、少ないについては、一概の判断は難しいところがございます。

○**小林委員** 一概に多い、少ないとは言えないと。本当にそのとおりだなと思います。青森市より2名多い、高知市とは同様の6名の人員配置ということなのですが、実際には時間外勤務が増加しているということなので、実情に合わせて判断していくべきだなと思って聞いておりました。

では、次は、窓口体制の話から数字の話に少し入っていききたいなと思っております。

先ほど相談件数を出していただきましたが、2013年度から2022年度の10年間は、相談件数が3千300件から3千800件ほどを増減しながら推移していました。しかし、相談件数に対する申請件数から申請率を割り出すと、年々低下しているということに気がつきました。全国的に2021年度や2022年度は申請数が増加しているという報道もありましたが、旭川市は申請数も減少しています。

10年間ほど申請率が減少し続けている現象についてと、2021年度、2022年度の申請数が全国の数字と違って減少していることについて、どのような認識なのか、伺います。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 生活保護の相談件数や申請件数の推移につきまして、相談件数が平成25年度は3千655件、令和4年度は3千701件とほとんど変化していないのに対しまして、申請件数は、平成25年度が1千45件に対し、令和4年度は904件ということで、小林委員のおっしゃるとおり、1割ほど減少しております。

このことにつきまして、理由は定かではございませんが、本年度、令和5年度に関して申し上げますと、先ほど御答弁させていただきましたとおり、相談件数は前年度より大きく増加しています。それに応じまして、申請件数も4月から12月までで746件、月平均で言えば83件ということで、年間では1千件に迫る見込みとなっております。

本市における生活保護の相談件数、申請件数は不規則に増減を繰り返しております、その原因には様々な要素があるものと考えております。

○**小林委員** 今年は増加しているという話ですね。10年間減少し続けているんですが、不規則に増減というよりは、減少し続けているというところですね。数値を見ても、これは明らかかなと思います。

減少している理由が定かではない、いろいろあると思うということでしたが、いろいろある理由の一つとして考えられる扶養照会について次は伺いたいと思います。

扶養照会とは、生活保護を申請した方の扶養義務者である親族、3親等まででしたか、に経済的な援助が可能かどうかを問い合わせるという制度になりますが、これが保護申請をためらわせる原因となっているという課題がありまして、厚労省からも通知が出ていると思います。

この扶養照会について、概要と市の認識について伺います。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 扶養照会につきましては、今、小林委員もお話しされましたように、令和3年2月26日付の厚生労働省社会・援護局保護課からの事務連絡がございまして、そこで、扶養義務者の扶養は保護の要件ではなく、扶養の可否等が保護の要否の判定に影響を及ぼすものではないこと、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的に扶養照会を行わない取扱いとすることなどが示されております。

本市におきましても、この事務連絡の趣旨などを踏まえまして、要保護者の生活歴等を丁寧に聞

き取り、扶養の可能性を慎重に検討する中で扶養照会の可否を判断するなど、個々の要保護者に寄り添った対応を行っているところでございます。

○小林委員 丁寧な聞き取りで寄り添った対応をしているということで、本当にありがとうございます。

少し具体的になりますが、そもそも扶養照会がどのように行われるのか、フローのようなものについて伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 扶養照会の実施に至る経過でございますが、生活保護の相談、あるいは申請の際に、保護の開始決定を速やかに行えるよう保護申請に必要な書類をお渡ししておりますが、その中に扶養義務者届がございます。保護申請の際に、保護申請書などと一緒に扶養義務者届が提出されます。そこで、面接相談員が扶養義務者には一般的に照会が行われることを説明いたします。そこで、申請者から特定の扶養義務者に対する扶養照会について拒絶するなどの意思表示があれば、その旨を面接記録票に記録いたします。

その後、担当のケースワーカーによる初回面談である新規実地調査の中で、面接記録票や扶養義務者届を基に、扶養義務の履行が期待できるのか、期待できないのかなどや、照会を拒絶する扶養義務者がいる場合には、その理由などを丁寧に聞き取り、その上で扶養義務の履行が期待できると判断される方に対しまして、扶養届の送付、いわゆる扶養照会を実施することになります。

○小林委員 相談の段階で書類を渡すということなので、扶養照会についてここで一度説明があるのかなと思います。その後、その書類を提出した後に、面接相談という形で、再度、扶養照会についての説明や意思確認が行われると。新規実地調査で話し合いを行った上で扶養照会を実施するという形になりますかね。

では、次に、その丁寧な聞き取りの結果、どの程度扶養照会をしたのか、扶養照会を行った数や比率について伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 扶養照会の実施件数等に関しましては、毎年、北海道に提出する生活保護法施行事務監査の項目となっておりますので、その件数について申し上げます。

令和4年度実績では、保護開始世帯839世帯について、扶養義務者数は延べ2千925人で、このうち直接照会を実施した対象者数は1千374人であり、扶養義務者のうち扶養照会を行った割合は47%となっております。

扶養義務者のうち、半数以上の方については直接照会を行わないと判断したところでありますが、その理由といたしましては、扶養義務者が高齢であり援助を期待できないため604人、扶養義務者と10年以上音信不通であるため372人、扶養義務者が生活保護受給中のため143人、照会により扶養義務者との関係悪化が懸念されるため101人などとなっております。

○小林委員 その47%という数字なんですけど、839世帯のうち、扶養照会を行ったケースが47%、つまり394世帯だったということではなく、839世帯の扶養義務者数2千925人のうち、47%の1千374人に扶養照会をしたということですよ。

すごく極端に言ってしまうんですが、839世帯全てのケースで扶養照会を行っていたとしても、人数で考えたら扶養照会率が47%ですということもあり得るわけですね。なので、この統計では実態が把握できていないのではないかなと思います。

扶養義務者数に対する扶養照会率ではなくて、受給世帯数に対する扶養照会率というのを把握す

る必要があると思うのですが、ここについての認識を伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 先ほど申し上げた扶養照会の比率は、保護申請者について、扶養義務者が延べ何人おり、そのうち何人に扶養照会を行ったかという意味での割合でございまして、小林委員の言われるとおり、47%といたしますのは、保護開始世帯の47%のみ扶養照会を行ったという意味ではございません。

扶養照会に関しましては、現時点では、先ほど御説明したような数値のみを監査資料として集計しているところでございます。委員の言われている数値につきましては、今後、その把握の必要性を検討させていただきます。

○小林委員 9月頃でしたか、杉並区のほうで扶養照会率というのが質問のほうで出たんですよ。それに関して、80%ほどあった扶養照会率が27.7%に減少したという話がありました。その数値に関しては、世帯数に対しての数値ということで出ておりましたので、旭川市としても、そういった実態がきちんと把握できる数値というものの把握に努めていただきたいなと思います。

さて、47%の1千374人に扶養照会を実施したということなんですが、扶養照会で実際に経済的な援助に至ったケースはどの程度あるのか、伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 令和3年第1回定例会予算等審査特別委員会での質疑の際に調査いたしました令和元年度の状況でのお答えとなります。

保護開始世帯数919世帯、扶養義務者数3千773人のうち、2千59人に扶養照会を実施した結果、仕送り開始に至ったのが4人、養育費の仕送りに至ったのが4人、合計8人であり、扶養照会を実施したうち、仕送り等に至った割合は0.39%となっております。

金銭的な援助に至った割合はこのように非常に低いところでございますが、扶養照会は、様式は同一ではございますが、精神的な支援の可能性の確認という目的も持っておりまして、照会を行うことで、経済的な事情から金銭的な援助はできないが、訪問回数や交流を増やしたい、何かあった際には連絡してほしいといった回答をいただくこともありますことから、そのような意味での効果があるものと考えております。

○小林委員 0.39%ということで、照会してもほとんどの場合で経済的な援助には至らないという結果になっておりました。

生活保護は最後のセーフティーネットと言われていますが、生活保護バッシングなどにより利用に後ろめたさを感じる方も多くなっております。家族や親類などが頼れる関係性であったり経済状況であるならば、先にそちらを頼るという人も多いのではないかなと思います。その上で、家族や親類に知られたくない、迷惑をかけたくないという思いで生活保護の相談に来た方が、相談の段階、申請の段階、その後と扶養照会について確認されてしまうことで申請を諦めてしまうということが考えられます。

丁寧な聞き取りと寄り添いを心がけているということは分かっておりますし、そこを疑っているわけではないんですが、それでも、やっぱり自分の状況や困難に無自覚であったりだとか、うまく言語化できない方もいますし、そういった方から丁寧にヒアリングするためには、それなりの相談員側のリソースが必要になってきます。時間外勤務が増えていくという窓口で、背景をきちんと確認できずに扶養照会を進めてしまったりということもあり得るのではないかなといったところが問題意識としてあります。

また、経済的な援助以外の精神的な支援というのも、とても聞こえはいいんですが、それを望んでいない、例えば、もともと家庭内に問題があって関係性を断っているとか、断ちたいと考えているけど、それを、うまく自分の状況とかを説明できないという人もたくさんおられると思います。そういった方の申請やその後の生活にとって、大きなハードルと扶養照会になってしまうのではないのでしょうか。

こういった制度とか運用の一つ一つが利用抑制につながって、結果として被保護世帯の減少につながっている可能性というのは考えられなくはないかなと思いますので、最後に、市の扶養照会の適正な実施について認識を伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 扶養照会につきましては、国の実施要領において、未成熟の子に対する親、または扶養の可能性が期待できるものには扶養照会をすることとなっておりますので、必要な扶養照会はしっかりと実施していかなければならないところであります。一方で、扶養照会が保護の相談者や申請者にとって非常にデリケートな問題であり、本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げとならないよう、慎重な対応が必要であることも十分に認識しております。

生活保護費に関しましては、償還金の内容でお示ししたとおり、扶助費の財源の4分の3が国費であり、その事務処理は、法定受託事務として国の通知などにに基づき行っていかなければならないものでございます。扶養照会につきましても、さきの厚生労働省通知などの趣旨を踏まえながら、今後とも慎重に実施してまいります。

○小林委員 生活保護申請率が減少していつている、開始数が減少していつているというのは事実であります。こちらで、見込みより被保護世帯が減少し、償還金が発生しているというのも事実でありますので、減少理由が分からないという話ではなく、その理由をしっかりと検討して、市民がきちんと制度を活用できるように適切な実施をお願いしたいと思います。

これで、私の質疑を終えます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 それでは、よろしく願います。

今回、地域振興部に絞って、何点か質疑させていただきたいというふうに思います。

先日、2月17日に旭川市子ども議会というのが議場にて行われまして、私も傍聴させていただいたんですけども、市内の小学生、また中学生のお子さんたちが議員役となって、様々な観点、視点から前向きな提案、また質問をぶつけておりました。感心できて、非常に参考になる質問が多くて、部長の皆様、そして副市長、今津市長も、真剣に、そして、時には大人の事情もあるでしょうが、予算の問題もありというふうに、きっちりとそういうふうな答弁もされておりましたけども、ある子ども議員からバスについての質問がございまして、群馬県群馬市のほうで導入している自動運転のバスについてですけども、旭川市でも活用してみたいというふうな質問がありまして、最後に、私たち市民が赤ちゃんからお年寄りまで過ごしやすくなるように、改めて公共交通について考

えていただけたらうれしいですというふうに真剣に訴えておりました。本当に、近い将来、自動運転のバスが当たり前のように走り、そういう時代が来るのかな、旭川市に導入されるような、そういう時代も来るんだろうなというふうに改めて感じるときでありました。

今回は、そのバスについていろいろ聞いていきたいなというふうに思いますけども、初めに、2款1項9目の地域公共交通対策費からお聞きをしていきたいというふうに思います。

予算の概要と補正予算額についてお示しをください。

○原地域振興部都市計画課主幹 地域住民の生活に必要な路線であるデマンド交通、米飯線と豊里線の運行に対し、運行経費等が確定したことから、必要な経費を支給するため、地域公共交通対策費として1千271万4千円を補正するものです。

○皆川委員 今、デマンド型交通ということでお話がございました。デマンド交通はどのようなものなのか、改めてですが、お聞かせをいただきたいと思います。

また、各路線の役割と、そして、それぞれの運賃設定についても、現在どのような設定になっているのか、お示しください。

○原地域振興部都市計画課主幹 デマンド型交通は予約制で、決まったバス停以外でも乗降を可能にするなど自由度の高い運行をする交通ですが、米飯線は、東旭川町のペーパン地区と東旭川駅周辺を結ぶ路線で、ペーパン地区の住民の足となっており、豊里線は、芦別市との境界である新城峠と旭川駅とを結ぶもので、本市の豊里・西丘地区の地域住民の足となっているほか、芦別市から本市への移動手段にもなっております。

運賃は、米飯線は距離により300円から500円、豊里線も距離により200円から1千100円の設定となっております。

○皆川委員 以前にデマンド交通のチラシもを見せていただいたんですけども、米飯線は、いわゆる乗り合いタクシー、通称「のり。タク」、そして豊里線があり、それぞれ利用されている方にとっては生活の一部として、足としてなくてはならない大事な路線であるということが分かりました。

そこで、お聞きしたいと思いますが、米飯線、また豊里線それぞれ、各路線の運送収入と運行経費、また、運送収入で賄えない分については補助金などの活用等もあると思いますが、その財源の内訳についてどのようになっているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○原地域振興部都市計画課主幹 米飯線の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの運行経費は948万7千円、これに対する運送収入は147万8千円であり、運送収入で賄えない経費について、国の補助金208万5千円と市費として592万3千円を負担します。

豊里線の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの運行経費は811万円、これに対する運送収入は97万5千円であり、運送収入で賄えない経費について、北海道の補助金34万4千円と市費として679万1千円を負担します。

○皆川委員 米飯線についても豊里線についても、いずれにせよ、運送収入だけでは運行経費を賄うことができないという状況ということで御説明をいただきましたけども、この先、国または道からの補助金などの財源を確保していくという面においても、今後、大きな課題になってくるということが分かります。

そこで、お聞きしたいというふうに思いますけども、過去5年において、これまでの各路線の市が負担している費用の推移についてどのようになっているのでしょうか、お示しください。

○**原地域振興部都市計画課主幹** デマンド型交通に対する本市の負担額の推移について申し上げますと、初めに、米飯線では、令和元年度は345万2千円、令和2年度は365万6千円、令和3年度は365万7千円、令和4年度は348万9千円、令和5年度は592万3千円となっております。

次に、豊里線は、令和4年度に実証事業から始めておりますが、令和4年度は806万3千円、令和5年度は679万1千円となっております。

○**皆川委員** ただいま各路線の市費の負担の推移についてお聞きをいたしましたけども、米飯線について、令和元年度から令和4年度にかけては同じぐらいの負担で推移をしているようですが、今年度、令和5年度に関しては、市費の負担がかなり大きく増えているようにありますけれども、その要因についてはどのようなことが考えられるのでしょうか、お聞かせください。

○**田島地域振興部次長** 今年度の米飯線への市費負担が例年より増加した要因につきましては、国の補助金が例年より減少したことによるものでございます。

国の補助金は地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金になりますが、この内容は、毎年変動する定額の補助金と運行対象地域内の居住人口によって補助金が算定されることとなっております。このうち、今年度は、定額の補助金が例年より減額されたことにより生じたもので、その減額となった要因としましては、全国的にこの補助金を活用する自治体が増えたため、それで配分額が減ったものと伺っております。

○**皆川委員** 全国的にも国からの補助金を活用している自治体が増えているということで、市費の負担が増えたということでもありますけども、それでは、米飯線、また豊里線それぞれ、これまでの過去5年における利用者についての推移と、また今後の見込み、そして課題について、本市としてはどのように認識をされているのか、お示してください。

○**田島地域振興部次長** 利用者につきましては、米飯線では、令和元年度5千826人、令和2年度4千448人、令和3年度5千192人、令和4年度4千263人、令和5年度4千601人となっております。豊里線は、令和4年度から始まっておりますので、令和4年度は1千879人、令和5年度1千550人となっております。

今後につきましては、利用者は、いずれの路線も地域の人口減少などにより長期的には減少傾向になると見込まれますが、一方で、地域の高齢化により、今後、免許返納者が増えることも想定されます。そのため、地域の足として運行の維持、確保が必要と考えておまして、利用促進の取組のほか、利用者に応じて適正な運行方法の検討なども必要であるというふうと考えているところでございます。

○**皆川委員** 今お答えをいただきましたけども、どの地域であっても高齢化というのは進んでおりまして、免許を返納するという方も今後さらに増えてくることも想定をされておりますけども、中心市街地に住んでいらっしゃる御高齢の方にお話を聞いたときに、やはり、バス停まで歩いて行くのにちょっと遠い、このままバスの運行本数が少なくなるのであれば、やっぱりもう少し免許返納するのを待てばよかったというふうな声もお聞きをいたしました。

米飯線や豊里線を利用されている方の地域の移動実態の状況については、本市としては把握をされているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○**田島地域振興部次長** 今年度、デマンド交通を日頃利用されている方、また、しない方も含めた

地域の移動実態を把握するために、米飯線と豊里線それぞれ、沿線の住民の方を対象としましたアンケート調査を実施したところでございます。

調査結果としまして、米飯線では、平日は夕方便の利用が少ないことや、土日は全体的に利用が少ない状況が分かりました。また、豊里線では、利用者の多くは高齢者であり、そのため、利用目的では通勤、通学の利用が少なく、通院の利用が最も多いということが分かりました。

○皆川委員 地域の実態についてアンケート調査をされたということで、その結果をお聞かせいただきました。利用者の増加については、これからは大きく見込めないのかなというふうに考えますが、今後は利用者が減っていくということは、市の負担についてはさらに増加をしていくということが想定されてきます。

米飯線や豊里線の今後の対応について、本市としてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○田島地域振興部次長 先ほどの地域のアンケート調査などから、今は使っていないけれども、今後必要になったときのために維持してほしいですとか、機会があれば利用したいとの声を多くいただいておりますけれども、一方で、国の補助金などの財源確保の観点から、将来的に今のサービス水準を維持していくことが難しくなるものと認識しております。

そのため、国の補助金などの特定財源を確保するための検討のほかに、さらに利用者を増やす効果的な方法について、沿線地域の方々の意見を聞きながら検討するとともに、持続可能となるように運行の最適化についても利用者や事業者などと協議を進めていきたいと考えております。

○皆川委員 今は利用していないが、利用者が少なくなってきたから路線をなくしますということにはならない、今後どうしても必要になるので何とか維持してほしいという声は、その地域に住んでいる方の切実な声だというふうに思います。

同じように、ほかの地域からもデマンド型交通について要望等が実際にあるというふうに思いますが、どのような要望、また相談があって、また、その要望に対する対応についてはどのように行っているのか、お伺いします。

○田島地域振興部次長 デマンド型交通に関わる要望といたしましては、特に郊外など、交通の面で不便となっている地区において相談をこれまで受けているところでございます。

デマンド型交通の要望の対応につきましては、要望内容について交通事業者と協議をするほかに、公共交通としての対応について検討するために、まずは地域の状況について把握するよう要望者の話を伺うなどの対応を進めております。

○皆川委員 特に郊外部に住んでいらっしゃる方から我が地域にも何とか導入をしてほしいとの声が多いのかなというふうに思いますけれども、今後、それでは実際にデマンド型交通を新たに導入する地域を増やすということはやはり難しいのでしょうか。その辺りについて、本市としてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○三宅地域振興部長 本市においてデマンド交通を導入しております米飯線、また豊里線につきましては、既存のバス路線が廃線となった後に代替交通として導入された経過がございます。

デマンド交通は、居住人口が少なく、また交通が不便な地域において、住民の皆さんの移動の足を守る有意義な役割を有しているものと認識しておりますが、本市の導入ケースである両路線につきましては、設定されている運賃だけでは運行が賄い切れないため、両路線ともに、市費のほか、

国、また北海道の補助金も活用し、公費を投じて運営されている状況でございます。

市として新たなデマンド交通を導入するような場合につきましては、こうした両路線の導入ケースの現状も踏まえて、一定の利用者数の見込みがあることや、国、道からの支援の確保の見通しがあることなど、運行に係る負担が過大とならないようにしていく必要があるものと認識しております。

現在、路線バス運営については、乗務員の確保について大変大きな課題となっており、そうした状況を踏まえた検討が必要でありますことから、今後もしっかり地域の皆さんの声をお聞きしながら、また、事業者、関係機関とも連携を重ね、地域における公共交通網の維持、存続に課題意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○皆川委員 財源の確保ももちろんのことですけれども、やはり、今後の乗務員の確保という面でもしっかり考えていかなければいけないということで、簡単ではなくて、今後、様々な検討が必要だということが分かりました。

引き続きバスに関連して、今度は公共交通事業者等緊急支援金についても併せてお聞きをしていきたいというふうに思いますけれども、改めて、補正予算の概要についてお伺いをしたいというふうに思います。

○原地域振興部都市計画課主幹 公共交通事業者等緊急支援金は、燃油価格高騰の影響により、事業運営に特に影響を受けている地域間幹線系統の7つの路線バスの運行に対し、負担軽減を目的として支援をするため、2千165万5千円を補正するものです。

○皆川委員 燃油価格高騰の影響はどの業種においても受けているというふうに思いますけれども、今回、7つの路線バスの運行に対して支援をしているとのことがお話ございました。

今、お答えいただきました地域間幹線系統というのはどういうものなのでしょうか。

また、その役割についても、改めてお伺いをしたいと思います。

○原地域振興部都市計画課主幹 本市と沿線自治体間を結ぶバス路線であります地域間幹線は、観光や通学、通院の足として、市内のみならず、上川広域において重要な役割を果たしているバス路線として運行する路線であり、運行する各自治体や北海道と連携して策定した計画に基づいて運行されている路線となっております。

○皆川委員 本市と沿線自治体の間を結んでいる路線ということで、先ほど、事業運営に特に影響を受けている7つの地域間幹線系統の路線バスの運行に対し支援するというお話ございました。

補助金の支援の対象とする路線の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○原地域振興部都市計画課主幹 支援の対象とする路線は、市内に本社を置くバス事業者が運行する地域間幹線系統で、運行する沿線市町と協調して支援する7路線であり、いずれも、計画に基づき、これまでも、国や北海道の補助金を受け、運行している路線です。

令和2年度以降、コロナの影響を受け、急激な利用者減少となり、その分の運賃収入も激減したため、路線沿線市町と協調して、計画に基づく路線網が継続されるよう、運行経費の一部に対し支援を続けてまいりました。

○皆川委員 コロナの影響も非常にあったということで、令和2年度以降、利用者が急激に減少したことにより、その分の運行経費の一部に対しての支援とのことですが、今回支援する7路線について、これまで本市が支援してきた支援額の推移についてはどのようなになっているのか、お

示しいただきたいと思ひます。

○原地域振興部都市計画課主幹 本市から今回の7路線に対する支援額の合計は、コロナの影響を受けた令和2年度では2千588万3千円、令和3年度では2千651万1千円、令和4年度では2千605万4千円となっており、今年度は2千165万5千円でございます。

○皆川委員 ただいまお示しをいただきましたけども、今年度の支援額であります、やはり、コロナの影響を大きく受けた令和2年度や3年度、そして昨年度と比較をいたしますと、今年度は2割程度少ない支援額というふうになっておりますが、支援額の算定の考え方についてどのようになっているのでしょうか、お伺いしたいと思ひます。

○田島地域振興部次長 今年度の支援ですが、地域の公共交通事業者などを対象として、燃油などの物価高騰の影響を受けた事業者へ支援します国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用しております。

そのため、今年度の支援額の算定の考え方としましては、今年度4月から9月の半年間の運行のうち、昨年度のガソリンの1リットル当たりの平均単価を上回りました5か月間の運行経費について、その一部の運行を支援することとしておりまして、令和2年度や3年度と比べますと支援を対象とする期間の考え方が短くなりましたことから、これまでよりも低い支援額となっております。

○皆川委員 今後、2030年、令和12年には市民の約4割が65歳以上になるというふうに推計をされているところでありますけども、先ほども少しお話をさせていただきました、高齢化に伴って、中心市街地に住んでいる方であっても居住地からバスの停留所までの徒歩による移動が困難な方、また、免許返納などにより自家用車を利用することができない高齢者の増加というのが見込まれておりまして、特に公共交通サービスが行き届いていないような郊外部の地域に居住する方の移動もこれからますます困難になっていくということが予想されて、交通弱者の移動手段の確保について、今後、最重要課題になってくるというふうに考えられますけれども、一方で、公共交通を利用する方については、増えていくのかといえば、実際はそうではないというふうに考えます。

そこで、お聞きをしておきたいというふうに思ひますが、コロナの影響を受ける前の令和元年から今年度までの7路線合計の利用者の推移についてどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○田島地域振興部次長 コロナの影響を受ける前の令和元年度の利用者数は、7路線合計で申し上げますと、57万824人でしたが、コロナの影響を受けた令和2年度では40万6千150人、令和3年度では31万2千611人、令和4年度では35万6千676人、令和5年度では33万6千675人となっております。

○皆川委員 コロナの影響を受けたことも大きな要因となっており、利用者が激減し、今年度の利用者ではコロナ前の6割程度しか戻っていない状況でありますけども、一方で、やはり、地域間幹線系統が果たす役割というのは非常に大きいため、今後も維持をしていくことは大変に重要なことというふうに考えます。

公共交通事業者等緊急支援金については、新型コロナ・物価高騰対策である地方創生臨時交付金を活用した国からの交付金ということで、いつまで続くか分からない状況の中で、今後も多額の財源確保をしていくというのはかなり難しい状況もあるのではというふうに考えます。

今後、本市としての課題や、これからどのような対応をされていこうと考えているのか、お伺い

をしたいと思います。

○田島地域振興部次長 本市を中心とする上川の広域自治体を結ぶ地域間幹線系統ですけれども、本市にとっても沿線自治体にとっても維持すべき路線であります。一方で、維持するための各自治体による多額の継続的な支援については、財源確保に課題があると認識しております。

そのため、継続的な路線維持、確保に向けて、今年度に策定されました北海道上川地域公共交通計画に基づき、北海道が中心となりまして、本市のほか、沿線自治体や関係機関などと効率的で持続可能な路線バス網の広域ネットワークとなるよう、現在、具体的な運行経路や費用負担なども含め、議論を進めているところでございます。

○皆川委員 現在、人口が集まる東京や大阪など大都市でさえも、運転手不足から減便、また路線廃止の動きが相次いでいるところであります。本日の北海道新聞にも、札幌市内のバス会社が退職者の増加で運転手が足りなくなったため、3月については減便するというふうな記事も出ておりました。さらに拍車をかけているのがやはり2024年問題でありますけれども、運転手の時間外労働の規制が強化されることに伴って、運転手不足はこれからより深刻化するというふうに予想されております。本市として身近な市民の足を今後どのように守っていくのか、非常に大きな課題になってくるというふうに考えます。

そんな中、バスの運転に必要な大型第2種自動車免許の取得というのが、これまでは普通免許等を3年以上保有していることが必要でありましたけれども、おとし、2022年5月より、条件がありますけれども、免許取得してから1年以上で取得できるように緩和がされまして、京都では19歳のバスの運転手も誕生したといううれしいニュースも見ました。

これから、本市として旭川市地域公共交通計画を策定していくというふうにお聞きをいたしました。今後の課題や、また路線バスの維持に向けた本市の施策については、この先、どう進めていこうと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○三宅地域振興部長 現在、見直しの素案に係る意見提出手続を行っております旭川市地域公共交通計画においては、バス事業の運営の大きな課題となっております利用者の減少、また運転手不足といったような状況を踏まえ、提供できるサービスとコストが両立した持続性のある公共交通網の構築を目指し、見直しを進めております。

本市のバス事業でございますが、路線の効率化、また事業者間の連携の強化、これが課題となっておりますが、上川管内の広域計画では、広域路線の確保に向けて、路線の見直し、また運行の最適化を進めることとしており、現在、市として、道また関係自治体とともに、ほかの市町を結ぶ地域間幹線の効率化について検討を進めているところでございます。

バス事業全体の存続のためには、市内路線に加え、市外に及ぶ広域の路線も併せた在り方、また人手不足への対応など、総合的な検討が必要であると認識しており、今後、さらに事業者と協議を行い、関係機関また市町とともに路線網の再編と効率化が図られるよう取組を進めてまいります。

○皆川委員 昨年、地域公共交通の共同経営化について、総務常任委員会で長崎市を視察させていただきました。長崎市においても、人口減少、また少子高齢化の進行などによって、人口減少を上回るスピードで路線バスの利用者は減少を続けて、長崎市の法定計画で、2035年には2019年度比で50%から60%減少するとの推計が示され、長崎では、長崎県営バスと長崎バス、2者あるんですけれども、このまま行けば数年後には2者ともバス網を維持できなくなる、そういう危機

感を長崎県営バスと長崎バスが共有できるように、行政が間に入って、まずは話合いの場を持つところから始まって、両社局が協力して早急に持続可能な路線バス網を構築する必要があるとの長崎市からの真剣な訴えで、ようやく共通認識に立つことができたとのことで、2021年に連携協定を締結して共同経営の検討に着手できたとお聞きをいたしました。

初めての取組であり、全てが手探りだったとのことですが、熊本市の事例を参考に、運輸局にも指導をしていただきながら、利便性の向上として乗り継ぎ割引の導入、また、スマートバス停の導入、待合環境の整備、快速系統の新設などを行ったということでもあります。今後も需給バランスを踏まえた路線の最適化に取り組み、持続可能なバス路線網の構築を目指していくというふうに話されておりました。

今回、本市のバス路線の運賃も値上げを行うということでありましたけども、今後しっかりと行政とバス会社が共に手を取り合って、共に創っていく共創を通じて持続可能な路線の最適化に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問はどうでしょうか。次は20分ぐらいあります。

○塩尻委員長 ということであれば、休憩に入らせていただいてもよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

早めですけども、昼休憩という形を取らせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 それでは、午後からもどうぞよろしく願いいたします。

それでは、同じく地域振興部のほうに、2款1項9目の中心市街地活性化推進費についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

初めに、概要と補正額についてお伺いいたします。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 中心市街地活性化推進費に係る補正予算でございますが、今年度末に策定される（仮称）買物公園エリア未来ビジョンを実現し、エリアの魅力や満足度の向上につなげていくために実施する社会実験の費用として、委託費及び事務費の合計1千500万円を計上しております。

なお、全額を令和6年度に繰り越すものでありまして、財源につきましては、事業費の2分の1、750万円が国の補正予算である官民連携都市再生推進事業費補助金、残り750万円が一般財源となっております。

○皆川委員 今回の補正予算に関しては、全額、財源を令和6年度に繰り越し、買物公園エリア内にて社会実験を行っていく費用というふうにありましたけども、それでは、具体的には来年度はどのような内容で社会実験を行っていくかとしているのか、お伺いしたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 買物公園エリアで実施する社会実験の内容についてでございますが、買物公園エリアへの来街の促進、滞在時間の増加に向けて、エリア内の3か所に滞在空間を設

置し、その空間に木製のストリートファニチャーや人工芝、ミニ遊具などを配置することにより、日常的な利用空間として買物公園の可能性を検証すること、また、買物公園エリア内の回遊性と移動利便性の向上に向けて、エリア内において電動カートなどのモビリティを活用し、徒歩以外による移動手段を提供することにより、それらの効果や移動のニーズ等を把握することを予定しております。

○皆川委員 買物公園に3か所の滞在空間と、回遊性、移動利便性向上に向けた電動カートなどのモビリティを活用した移動の検証を行うということでありましたけども、昨年度から、様々、検証を行っておりますが、来年度も買物公園での社会実験を実施していくことに至った経緯についてお聞きしたいと思います。

また、これまでどのような検討や取組などを行ってきたのでしょうか、具体的な内容についてもお伺いしたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 昨年5月から開催しております買物公園のあり方検討会議におきまして、社会実験の内容も含め、滞在機能の強化や回遊性の向上に向けた買物公園エリアの活性化策など、様々な検討を行ってきたところでございます。

このほか、モビリティの活用につきましては、令和4年度に中心市街地活性化基本計画の見直しに合わせて実施しました市民アンケート調査において、買物公園でのモビリティ等の通行について意見を伺っております。また、令和4年度には旭川駅前広場、令和5年度には買物公園内において、電動キックボードや電動車椅子の試乗体験会を実施するとともに、試乗された方へのアンケートを行い、買物公園におけるモビリティ走行が歩行者に支障なく安全なのか、また、モビリティ活用のニーズなどについて調査を行ったところであります。

○皆川委員 昨年の買物公園内でのモビリティの試乗体験会では、私も実際に電動キックボードに試乗させていただきました。速度も時速6キロぐらいまででしたでしょうか、それ以上はスピードが出ないような設定をされておりましたけども、ヘルメットもしっかりとかぶって、今回、キックボードに初めて乗りました。最初は、慣れるまでちょっと恐る恐るな感じでしたけども、ちょっと乗っただけで、怖いというより、新しい感覚で周りを見ながら乗れて、正直、ずっと乗っていたいなと思うようなキックボードでありました。

社会実験の実施に向けては、これまでも様々な検討や取組などが行われてきたということを確認いたしました。昨年5月より買物公園のあり方検討会議が開かれていまして、これまでに何度か開催をされてきたというふうに思いますが、現在の経過の状況についてお伺いをしたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 買物公園のあり方検討会議は、開設から50年の節目を迎えました買物公園のエリアの活性化策や、新しい買物公園の在り方について検討を行っている会議でございまして、昨年5月からこれまで7回開催し、本年3月に8回目の会議を行う予定でございまして、

会議においては、買物公園エリアの将来像の実現に向けて、エリア内の快適な移動を支援する機能のほか、居心地よく快適に滞在ができる機能や気軽に滞在ができる機能、飲食施設がさらに快適になるような機能や親子で楽しみ滞在できる機能などがエリア内に必要であるとの意見を得られたところでありまして、社会実験につきましては、これらの意見を参考に、より効果的な内容となるよう実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○皆川委員 買物公園のあり方検討会議について、今、詳しくお聞きをいたしましたが、次に、モ

ビリティの活用についてお聞きをしていきたいと思ひます。

まず、令和4年度に実施した市民アンケート調査の結果と、また、令和4年度と令和5年度に開催したモビリティ試乗体験会の結果についてお示しいたきたいと思ひます。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 令和4年度に実施した市民2千人を対象としたアンケート調査の結果について、主なものとしたしましては、電動キックボードなどのモビリティや自転車が買物公園内を通行できたらよいと思ひますかという問いに對しまして、あまり思わないと思わないの回答が7割を占めた結果となっております。

体験試乗会につきましては、令和4年度は、旭川駅前広場で開催しまして、電動キックボードをはじめとする3種類のモビリティに91名の方に試乗いただいたところであります。令和5年度は、買物公園で開催し、電動キックボードに24名、電動車椅子に33名、合計57名の方に試乗いただいたところであります。

試乗後にアンケートにお答えいただき、その結果の主なものにつきましては、電動車椅子に15分程度試乗された方については、操作が簡単だった、買物公園に必要だと思ふとの回答が約7割を占めた結果となっております。また、電動キックボードに15分程度試乗された方についても同様の回答が約6割を占めた結果となっております。

○皆川委員 令和4年度のアンケート結果では、否定的な意見も多かったということかと思ひますが、実際に体験試乗した後のアンケート調査の結果は少し違ふことが分かりました。

社会実験でモビリティを導入することについて、現状ではどのような課題があると認識しているのでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 本市の買物公園は、車両の通行が常時制限されている歩行者専用道路でありまして、現状では通行させることが困難なモビリティもありますことから、活用の在り方につきましては、道路管理者や交通管理者との協議など規制面での整理や、様々なモビリティの特徴なども踏まえた検討を行う必要があるというふうに考えております。

また、市民アンケートや体験試乗会でのアンケートなどにおいても、歩行者とモビリティ等との接触など事故を懸念する意見も寄せられたところでありまして、こうした結果についてもしっかりと受け止め、安全性について十分に考慮する必要があると考えております。

○皆川委員 私が高校生のおきだったんですけども、何も考えずに買物公園で自転車に乗っていたら、ピーッと笛を吹かれたことがあって、すごくどきとしたということがあったんですけども、モビリティについて、今、歩行者との接触やモビリティの間違った操作による事故への懸念など、それらの課題を踏まえてこれまで様々な検討を行ってきたというふうに考えますけども、今後の社会実験を行っていく上で、導入する予定のモビリティについてはどのような種類があるのか、そしてまた、それぞれの特徴や導入する目的、狙う効果をお示しいたきたいと思ひます。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 社会実験におきましては、電動カート、電動車椅子、電動キックボードの3種類のモビリティを使用する予定であります。

まず、買物公園内においては電動カートの走行と電動車椅子のレンタルを行います。電動カートについては、駅前広場から8条通まで2台程度運行し、観光客や親子連れと複数人で移動したい方など、人の流れをエリア全体に広げることが目的に、遠いと感じて移動しない方々の移動喚起の効果、買物公園内での必要性や歩行者に対する安全性を確認することを意図してあります。

電動車椅子につきましては、5台程度のレンタルで、移動支援が必要な高齢者など個人で移動する人の流れを全体に広げることを目的に、遠いと感じて移動しない方々の移動利便性の向上に係る効果を確認することを意図しております。

また、電動キックボードについては、買物公園以外の車道において導入することとし、5台程度のレンタルで、個人で自由に移動する人の流れを中心市街地全体に広げることを目的に、移動利便性の向上のほか、観光客や若者などの来街促進に係る効果を確認することを意図しております。

○皆川委員 先ほど、電動カートの走行についてお話がありました。

駅前広場から8条通まで、2台程度で運行して、観光客、また親子連れ等、複数人で移動したい方など、人の流れをエリア全体に広げることを目的に、遠いと感じて移動しない方々の移動喚起の効果や、また、買物公園内での必要性や歩行者に対する安全性を確認することを意図しているとお話を伺いましたが、今回考えているモビリティは、いわゆるグリーンスローモビリティと呼ばれている、見た目が電車のような、7人から10人乗りくらいの電動の小型バスのようなタイプなんでしょうか、それとも、今回は5人くらいで乗るような小さな電動カートのタイプにするのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、それはどのような方たちを対象に社会実験を行うのでしょうか。決まっていること等があれば、詳細があれば、教えていただきたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 社会実験における電動カートにつきましては、グリーンスローモビリティと呼ばれる車両でございまして、電気で動き、環境にも優しいものを使用することを予定しております。また、運転手を含め、7人程度が乗車できる車両を使用し、乗り降りをしやすくすること、歩行者と同程度の速度である時速6キロメートル以下で走行することを予定しております。

電動カートにつきましては、こうした特徴を生かし、例えば、観光客や親子連れの方々など複数人で買物公園沿道の雰囲気やゆっくりと楽しみながら移動したい方々を対象としていくことを想定しております。

○皆川委員 社会実験については、もちろんいろいろな方がいて様々な御意見も出てくるというふうに思いますが、これまでの買物公園の長い歴史の中で大きな一歩となってくるというふうに考えます。

社会実験とその後の実装に向けた決意について、お伺いをしたいというふうに思います。

○三宅地域振興部長 現在行われております買物公園のあり方検討会議においては、学識経験者をはじめ、地元の商業関係者、また、経済関係者、公募により参加いただいている市民の方々から、買物公園エリアに対する愛着や熱い思いを伝えていただいているところでありまして、本年3月には、これらの方々を中心となり構成するエリアプラットフォームにおいて、エリアの新たな将来像を描く未来ビジョンが策定される予定となっております。

来年度は、その未来ビジョンの実現に向けた第一歩として社会実験を実施したいと考えておりますが、より充実した内容となるよう、さらなる検討を進めるとともに、得られた効果、これをしっかり検証し、滞在空間の常設化、また、モビリティの活用についてさらに検討していくほか、本市もエリアプラットフォームの一員として参画しますので、市民の皆様と協力しながら、将来像の実現に向けた様々な取組を推進していきたいと考えております。

○皆川委員 買物公園につきましては、市民からも本当に愛されて、旭川駅からずっと真っすぐ伸びるすばらしい景観で、中心市街地の活性化という意味においても自慢でき、誇れるような通りに今後もっともっとなっていくというふうに思っております。

1月に宮崎市のほうを視察してまいりましたが、宮崎駅周辺での開発を機に、モビリティを活用することで回遊性の向上を図っておりまして、にぎわいをつなげる、そして、人の流れを誘導して中心市街地の活性化を図る手段として、グリーンスローモビリティ、いわゆる電動の小型のバスについて実証実験調査を行い、17日間で約5千900人の方が利用されたそうです。たしか、運転手も含めて10人乗りぐらいのグリーンスローモビリティだったと思いますけども、実際に導入することになって、今では、ぐるっぴーという愛称で市民の皆様から親しまれて、各民間企業との連携によるまちづくりを展開しております。

今回の視察で、様々、お話を聞かせていただいた中で特に強調していたのが、子どもたち、小さいお子様がターゲットだということ、そして、わくわくさせるということでありました。実際に、宮崎市では、グリーンスローモビリティの本格運行が始まってすぐコロナの影響を受けてしまい、利用者数も一時期はかなり減ってしまったとのことでしたが、知恵を絞り、こんな大変なときだからこそ、子どもたちに喜んでもらいたいということで、乗って楽しい、また見て楽しい車両にして、小学生以下のお子様の運賃は無料にすることによって、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんは、かわいい孫がグリーンスローモビリティに乗りに行きたいと言えば、一緒にまちに出てきて孫と一緒に乗り、また、その喜ぶ姿を見て、そして、降りた先で買物、食事をする、そして、お父さん、お母さんも同じように子どもにどうしても乗りたいとせがまれてまちに出てくる、そのついでに、買物、また、ふだんはなかなか行けないお店や商店街に足を運ぶと。

聞くとところによると、ある子どもが、とにかくグリスロ、ぐるっぴーが大好き過ぎて、もう、何十回も、30回ぐらい乗りに来ているんだっていう親子もいるというお話も聞きました。グリスロに乗って帰るだけではないので、やっぱり、せっかくだから、何か、ちょっと寄って、いろいろ寄っていかうかと、そういう話にもなってきます。

あと、ふだん、旭川でもよく見ると思いますけども、保育園とか幼稚園とかで、柵のついた台車に乗せて散歩しているような、そういうのも旭川でもよく見る光景ですけども、お散歩の時間で、台車に何人か、小さい子に乗せてガラガラガラと押す、そういう台車のようなものに何人かの園児を乗せてみたい光景を見ますけども、そういう子たちも、昼間の時間に台車から降りて、今度はグリスロに乗って一周をして、また台車に乗って帰ってくるみたいな、たまに台車も乗せられるぐらい、後ろにゲートがついているので、そういうふうな感じでして、乗って、でも、子どもたちが喜ぶので、また家に帰ってから同じようにお父さん、お母さんに話をして、また一緒に乗りに行きたいということでそうなる、相乗効果がすごいあるというお話をされておりました。

宮崎市のつくりも何となく旭川に似ているような感じがありまして、本当に、駅からちょっと離れた商店街がすごく盛り上がっている状況でありました。人とモビリティが共存しておりまして、様々な実証実験を行った上で、まちなか低速電動バスの利点を生かしたまちづくりを展開しておりまして、今後についての展望として、まちなかの空間を居心地がよくて歩きたくなるような空間にしたいとしており、新たな人の流れをつくっていくまちなかウォークブルの推進と、そして、人々の興味を引いて思い思いの多様な活動ができる空間の形成や、誰にでも開かれ、また、もっと滞在

をしたくなるような空間づくりをしていきたいと、これからの宮崎市の展望を話されておりました。

今回、グリーンスローモビリティを中心とした中心市街地活性化に取り組んだ結果、実際に宮崎市の駅周辺半径500メートルにおける人流データがコロナ前より11.2%伸びたという話で、全国主要47都市の中で第1位になった、そして、全国主要駅の人出伸び率も、2019年に比べると宮崎駅は35.2%伸びた、それも全国第1位だったとのことでした。

地域の事情など、もちろん様々な状況は違いますが、国からの財源も今後もしっかりと確保しながら、買物公園の活性化、また、中心市街地の活性化をすることが今後の旭川全体の活性化につながっていくというふうに考えますが、最後に、副市長の見解についてお伺いしたいと思います。

○菅野副市長 ただいま、皆川委員から、中心市街地について、宮崎市の事例も交えて御質問がございました。

宮崎市につきましては、コロナ前、今から5年前、6年前になりましたら、食ベマルシェの期間に合わせて視察に来られて、私も、北彩都を御案内したり、あるいは、事業の内容、買物公園の周辺について御説明をしたりした経験がございまして、そのときからも、宮崎市の駅前を中心とした開発をどう進めていくか、本当に官民一体となって検討されていたというふうに記憶をしております。

やはり、そういう先行的なすばらしい事例も参考にしながら、本市としてもできることは取り入れて中心市街地の活性化については常に努めていかなきゃならないと思っておりますが、御案内のとおり、中心市街地というのは、買物ばかりだけでなく、商業ばかりではなくて、業務であったり、行政であったり、文化であったり、様々な都市機能が、その中核的な都市機能が集積する場所であって、本市においては駅から買物公園を中心とした一体のエリアでございしますが、特に、本市においては、そこを中心に郊外に幹線道路が伸びて、それに合わせて市街地が形成されていて、非常に、どの地域に住まわれていても、おおむね公共交通一本で乗換えなしで旭川市の中心部にアクセスできる、本当に、構造上、中心市街地の中心性というのは高いエリアでございまして、また、広域的に見ても、旭川市の中心市街地から、札幌方面の道央圏はもちろんですが、宗谷だとかオホーツクだとか、富良野、帯広方面にも国道、鉄道がつながっていて、広域的に見ても北北海道の中核となる地域、エリアであるというふうに考えてございます。

そういう意味で言うと、これから人口減少が進む中で持続的に都市経営を進めていくためには、都市経営の効率化というのは本当に必要でございまして、そのためには、中心部にその機能が持続していく、継続していくということが非常に大事でございまして、そういう意味においては、今後、将来のことを考えても、中心市街地の中心性を維持していくことが本市にとっても北北海道全体にとっても私は必要だというふうに考えてございます。

そういう意味では、今、宮崎市の事例を紹介していただきましたけれども、様々な取組を通じて中心市街地を活性化していかなければならない、そして、中心市街地に整備された社会資本、道路だとか公共施設を徹底的に使っていただいて、生かしていただいて、多くの市民の方に中心市街地に集まっていただきたい、そういうふうに考えています。

これまでも、中心市街地の活性化というのは長年の市の懸案でございまして、様々な事業、あるいは施策を展開してまいりましたが、なかなか、この時点では、市民の皆さんに活性化したねと

というような実感があるような状態にはまだなっていません。今後とも、様々な展開をしながら、ぜひ、中心市街地の中心性を維持していきたいと考えてございます。

○皆川委員 買物公園は、昭和47年開設なんで、私の生まれた年と同じなんです。本当に、これからの未来のために様々な知恵を出し合っってしっかりとした土台をつくって、何年たっても誰からも愛されるように、また、訪れたいくなるような買物公園に、そういう旭川になっていってほしいということを申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時25分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 よろしく願いいたします。

最初に、小学校増改築費に関わって質疑させていただきます。

現在、幾つかの学校で増改築工事が行われております。それに伴って、グラウンドが使えないという状態が続いていると聞いています。そのような状態になっている学校、そして、それぞれの学校で使用できない期間はどれくらいになるのか、伺います。

○熊谷学校教育課長 現在、自校のグラウンドが使用できない学校は、増改築事業を進めている千代田小学校、豊岡小学校及び永山西小学校の3校でありまして、使用できない期間は、千代田小学校で令和3年9月から令和6年11月まで、豊岡小学校で令和4年6月から令和6年11月まで、永山西小学校で令和5年6月から令和9年1月までとなっております。

○中村みなこ委員 工事の内容や進め方などによって学校ごとに違いが出てくるのでしょうか、2年半から4年半はグラウンドが使えない、そういう状態になってしまうということになります。かなり長い期間、使用不可ということで、教育活動に大きな支障が出てまいります。

代表的なもの、学校行事で言えば運動会、日常的なもので言えば休み時間の遊び場、体育の授業、これになくてはならないのがグラウンドです。代替地を確保されているのでしょうか。また、代替地は、本来のグラウンドの広さと比較してそれぞれ何割くらい確保されているのでしょうか。

○熊谷学校教育課長 代替策といたしましては、3校とも、学校や工事担当部局との事前協議を経て、敷地内で関連工事等の影響を受けない安全面が配慮されている場所をグラウンド代替スペースとして確保し、中休みや昼休み等における児童の自主的な体力づくりの活動場所として活用しており、特別活動である運動会の際は、千代田小学校が東光中学校グラウンドを、豊岡小学校が道北アークス大雪アリーナを使用し、実施したところであります。

また、代替地は、本来のグラウンドの広さと比較して、千代田小学校は約4%、豊岡小学校は約3%、永山西小学校は約9%となっております。

○中村みなこ委員 運動会を中学校のグラウンドや大雪アリーナで行えたということで、安心いたしました。

代替地がグラウンドの4%とか言われてもぴんときませんが、本当に僅かなスペースだなと思います。大勢で走り回ってサッカーなんか、絶対できないだろうなと想像されます。同じ敷地で大

規模な工事が行われているわけですから、安全が確保できる敷地内のスペースとなると、その程度しか確保できないのは仕方がないということで理解いたしました。

ただ、日常の活動はかなり制限され、不自由を強いられています。休み時間に鬼ごっこやドッジボール、サッカーなど、思い切り体を動かす機会、遊び場が減ってしまうということで、ある当該学校では、その分、室内遊びの充実を図る工夫をしていると聞きました。学校に持ってきていい遊び道具を増やすなどルールを緩和するとか、校内で縄跳びができる時間と空間をつくっているとのことでした。

しかし、その学校の養護教諭の話だと、子どもたちが発散できなくて消化不良ぎみだと言っていました。また、ちょっとしたいざこざが増えているという状況だそうです。当然、出てくる問題だと思っております。何とかしたいなと思うんですが、では、敷地外に、例えば近くの中学校グラウンドや公園などで確保はできないのでしょうか。

○熊谷学校教育部学校施設課長 近隣地において、学校グラウンドと同規模の広さを確保することが難しいことや、遠方となることで移動の際の安全面を考慮した結果、学校敷地外での代替グラウンドの確保には至っていないところでございます。

○中村みなこ委員 使えそうなところが近くにあっても、行き来する際の安全面、移動距離に伴う移動時間などを考えると難しいことだなと思います。

さて、改築工事に伴って、グラウンドに制限がかかるだけでなく、プールも使えない学校があると聞いています。それぞれの学校で使用できない期間はどれくらいになるのか、お示してください。

○熊谷学校教育部学校施設課長 自校のプールが使用できない学校は、現在、増改築事業を進めている永山西小学校及び施設の老朽化により使用できなくなった神居東小学校の2校となっております。使用できない期間は、永山西小学校で令和3年度から令和7年度まで、神居東小学校で令和3年度から令和5年度までとなっております。

○中村みなこ委員 グラウンドに比べれば、使えない期間が短く、しかもプール学習なので2か月ほどの間の学習、しかも、基本、各学年数時間の体育の授業のみなので、影響も限られているとは思いますが。

ただ、コロナ禍でも制限されていたプール学習でした。楽しみにしていた児童も多かったと思われると思います。使用できない間の代替策は講じられているのでしょうか。

○熊谷学校教育部学校施設課長 代替策といたしましては、永山西小学校は永山東小学校プールを、神居東小学校は雨紛小学校プールを代替プールとして使用しているところであります。

なお、神居東小学校は、令和5年度の改築工事により新プールが完成し、令和6年度から自校プールを使用できる見込みとなっているところでございます。

○中村みなこ委員 他校のプールで実施できるとのこと、よかったと思っております。

どちらの学校も代替プールまではかなりの距離です。移動手段としてバスを使用しているとお聞きしていますが、費用負担はどうなっているのか、お伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 当該校においては、事前に学校間で日程調整を行いまして、各学校から提出のあった実施計画に基づき、教育委員会においてバスの借り上げ賃貸借契約を締結し、全額、公費負担により対応しているところでございます。

○中村みなこ委員 スキー学習のバス代は、保護者にとってかなりの負担感、実際の負担となって

いますので、この件では新たな負担が発生していないということで安心いたしました。

それでは、やはり、グラウンドの代替策、代替地の件がもう少し何とかならないのかなと思っております。今後、増改築工事や改修工事などによりグラウンドが使用できない学校があった場合、具体的にどう検討していくのか、伺います。

○熊谷学校教育部学校施設課長 運動スペースの確保につきましては、これまでも、当該校と事前に打合せを行い、学校側の意向を聞き取り、可能な限り、要望に応えられるよう努めてきたところではありますが、今後におきましても、安全確保を第一に考慮した上で、中休みや昼休み等における児童の遊び場や、屋外での活動場所が少しでも確保できるよう、引き続き、学校と協議、検討してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 体力向上の観点からも、精神衛生上も、いじめ対策、視力の発達、運動した後の学習への集中力など、児童生徒に外での活動は欠かせません。代替地、代替策を見つける努力を続けて、子どもたちの活動や健康を保障していく環境を整えていただきたいと思います。

この件は、以上です。

次に移ります。

学校施設冷房設備整備費に関わってお伺いいたします。

昨年からこれまでにエアコン設置を進めているところです。現在の進捗状況についてお伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 小中学校の冷房設備の進捗状況であります。冷房設備の整備方針の中で、早期対策として、今年の夏までにエアコンが未設置の保健室や避暑スペースがない学校の多目的教室などにエアコンを設置することとしており、令和5年第4回定例会で議決をいただきました学校施設冷房設備整備費や学校保健特別対策事業費補助金を活用するなどにより、令和5年12月以降、整備を進めてまいりましたが、保健室につきましては令和5年度中に未設置校全てに設置が完了するほか、多目的教室などへのエアコン設置については今年の夏までに設置が完了できる見込みとなっております。

○中村みなこ委員 着々と進められている中ですが、先日、エアコンの本体が届いたけれど、配線工事が終わらず、使えないうちに暑い夏が終わったと聞きました。これは本当でしょうか。本当なら、何校くらいそのような学校があったのでしょうか。

○石原学校教育部次長 令和5年度においては、12月までに学校保健特別対策事業費補助金を活用してルームエアコンを設置した学校が全部で6校ございます。うち、2校につきましては、夏季休業期間中に工事を行い、2学期当初から稼働していることを確認しております。残りの4校につきましては、いずれも9月以降に発注を行っているところでありまして、当初から令和5年度の夏季期間における稼働を想定したものではありません。

○中村みなこ委員 もともと夏に間に合わせる予定ではなかったものということで理解いたしました。現場では、届いたエアコンを見て、タイミング的にもう少し早く届くとよかったのにと残念な気持ちに駆られたのかなと思います。

さて、子どもたちも待ちわびているクーラー設置ですが、今後の整備の内容及びスケジュールについてお伺いします。

また、未設置の学校全てに設置されるのはかなり先になるわけですが、エアコンが設置されるま

で暑さにはどのように対応していくのか、お伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 今後のエアコン整備につきましては、中長期対策として、令和7年夏までにエアコンの設置を完了させる小学校10校について、先行して普通教室及び職員室のルームエアコン設置に着手するほか、各学校の設備等の状況を把握するため、残り64校の事前調査を令和6年度に実施し、調査結果を基に、優先順位、事業手法や整備計画について整理した後、令和9年度までの整備完了を目指し、順次、整備を進めていきたいと考えております。

また、全ての学校の普通教室に冷房設備が設置されるまで相当の期間を要することから、教室内の温度上昇を抑えるための臨時的措置として、令和6年の夏までに全ての普通教室に遮熱カーテンや簡易クーラーを設置することとしております。

○中村みなこ委員 令和9年度、つまり、令和10年度の夏前には全ての小中学校にルームエアコンが設置されるということです。それまでの間、簡易クーラー、遮熱カーテンを設置するということが、既に必要数などを調査しているようですが、その際に、要らないという要望があったと聞きました。ある教員は、要らないと言っているのに物品が届いている、要らないという希望を聞いてくれなかったと話しておりました。先に使用している学校の情報から、簡易クーラーは効果がない、遮熱カーテンがあったら光の加減や換気に支障が出るという話をしていました。

実際に要らないという要望があったのか、あった場合、その要らない理由の把握と、そのような要望へどのように対処されたのか、お伺いします。

○山本学校教育部学務課長 簡易クーラーや遮熱カーテンの設置に当たっては、各学校に状況を調査し、希望等を確認しております。

調査を行う中で、学校から簡易クーラーや遮熱カーテンの設置は不要である旨の回答がなされた事例もございましたが、これらについては、学校側にその効果や必要性について説明を行いました。具体的な例といたしましては、暗くなるから遮光カーテンは不要との回答に対し、遮光カーテンと遮熱カーテンは異なること、レースの遮熱カーテンなどもあること、カーテンの設置で冷房の効果が高まることなどを説明し、学校の理解を得た等の事例があり、これらの説明に加え、令和9年度までの全体的な整備計画等を説明する中で、最終的には必要性についての認識は各学校と共有できているものと考えております。

○中村みなこ委員 単なる説明不足といえますか、効果や必要性などの理解が全教職員に行き渡っていなかったということで理解いたしました。

一部の教員の声ではありましたが、ひょっとしたら、子どもたちや保護者にも同じように理解していただく必要があると思われれます。ある学校で、簡易クーラーが運ばれているのを目撃した子どもたちが本当に喜んでいと聞いています。ひょっとしたら、ルームエアコン並みの効果を期待しているかもしれません。

今後は、学校の実情に合うよう、希望を聞くことはもちろん、設置に関して正しい情報を伝えていくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 先ほどの答弁のとおり、簡易クーラーや遮熱カーテンの設置に当たっては、学校の状況や希望を確認する中で進めており、学校の理解が十分に得られるよう、今後も引き続き必要な情報の共有に努めてまいります。

いずれにいたしましても、児童生徒の命と健康を守るためにという目的に学校とともに向かって

いきたいと考えております。

○中村みなこ委員 設置目的や設置スケジュールなどの正しい情報、変更があれば、それも速やかに伝えていくことで理解していただきながら、命と健康を守る環境整備に努めていただきたいと思います。

この件は、これで終わります。

では、次に移ります。

こども誰でも通園制度（仮称）試行費について伺います。

新しい事業となりますこども誰でも通園制度の試行的事業に旭川市は手を挙げ、スタートすることになっておりますので、何問か、質問させていただきます。

まず、事業の概要についてお答えください。

○宮川子育て支援部こども育成課長 現在、国において、令和8年度の実施に向けて、こども誰でも通園制度（仮称）の検討を進めており、本市においても、国の補助を活用し、本格実施を見据えた試行的事業を行おうとするもので、事業費1千727万5千円で、財源内訳は、国庫支出金1千295万5千円、一般財源432万円となっております。

○中村みなこ委員 それでは、試行的事業の実施において予定している事業者数とスケジュールはどうなっているのか、お伺いいたします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 試行的事業は、2施設で実施を予定しており、補正予算議決後、3月に認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業及び地域子育て支援センターを運営する法人を対象として公募を開始し、4月中に受託者を決定し、準備が整い次第、事業開始を想定しております。

○中村みなこ委員 2施設で実施とのことですが、保育関係者の皆さんからは、こども誰でも通園制度に対して不安の声しか聞かれませんか。

そんな中で、たった2施設ではありますが、よく分からない不安だらけのお試しの事業に応募があるのかなとも思います。万が一、実施保育の現場、事業者からの応募がなかった場合はどうなるのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 応募事業者がない場合につきましては、要件等を見直しし、再度公募することが考えられますが、その場合、事業実施期間の扱いなど、別途、国との協議を要するものと考えております。

○中村みなこ委員 試行的事業について、他都市の検討状況についてはどのようになっているのでしょうか。

また、道内ではどこの市町村が試行的事業をする予定となっているのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども家庭庁のホームページに掲載されております資料によりますと、1月17日現在、全国で108自治体、北海道内では本市を含めて6市町で実施予定となっております。

○中村みなこ委員 非常に少ないなという印象を持ちました。やはり、制度自体に不安を抱いて様子を見ている自治体が多い段階なのかもしれません。

では、本格実施を見据えた試行的事業とのことですが、そもそも、こども誰でも通園制度とはどのような制度なのか、お伺いします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度につきましては、昨年12月22日に閣議決定がなされたこども未来戦略等によりますと、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付とされております。

○中村みなこ委員 子育て支援の色合いが濃い気がするのですが、こども誰でも通園制度は誰のための制度なのでしょうか。親なのか、子どもなのか、お伺いします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 国の検討会における検討内容によりますと、保護者のために預かるというサービスなのではなく、保護者とともに子どもの育ちを支えていくための制度である旨が示されております。

○中村みなこ委員 預かるサービスではないとのことです。行く行くは、全国どこの施設でも誰でも通園できる制度となると言われているので、預かるサービスになってしまうのではないかと、子どもの育ちの応援にはならないのではと感じています。

試行実施の間は自由利用までは手がけないということですが、今後、注視していかなければならない点だと思っております。

では、試行実施と本格実施について、どのような違いがあるのか、お伺いいたします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 試行的事業につきましては、実施自治体を公募し、補助事業として実施することとしております。市町村や事業者における実施方法や運営上の課題などを収集し、運営の在り方について検討、整理を深めながら、本格実施の際は給付制度として全国の自治体において実施することとされております。

○中村みなこ委員 試行実施と本格実施、どちらも各自治体で取り組み方にある程度の裁量があるという押さえでよろしいでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 試行的事業及び本格実施の際にも裁量の余地があるものと理解をしております。

○中村みなこ委員 具体的なこと、細かいことはこれから検討、試行しながら進められると思いますし、ほかの試行実施自治体の情報や交流もなされ、参考にしていくこともあるかと思います。市独自の最善のやり方を模索していただきたいと思います。

それでは、本格実施の際は、ネットで予約するシステムが導入されると聞きました。整備が必要と思われませんが、国からどのような内容が示されているのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用やコスト、運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施することから、国が基盤を整備し、各地方公共団体、施設、利用者が共同で利用することが基本と考えると示されております。

今後、本格実施に向けて具体的な内容が明らかになるものと考えております。

○中村みなこ委員 具体的なことは今後とのこと、しばらく先の話なのかなと思います。最近はやりの効率化がここでも入ってくるのかと思いました。

ある市内の園長さんは、一度も会ったことのない親子を受け入れ続ける、ネットで予約して受け入れ続けるなんてあり得ないと憤慨しておりました。問合せや申込みのやり取りが全てネット上になるということに不安を感じています。

子どもを預かるということは、命を預かる、保育するというもので、ましてや、ゼロ歳児から2歳児は、預かっている時間帯でたっぷり付きっきりで目と手をかけなければならないのに、保育が荷物、預かり化してしまう。子どもは物ではないんだと保育現場から怒りの声も聞こえております。

では、次の質問です。

本市では、一時預かり事業を実施しておりますが、こども誰でも通園制度との違いについてお答えください。

保育従事者の配置基準はどうかをお願いします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 一時預かり事業につきましては、家庭において保育を受けることが困難であったり、子育てに係る保護者の負担を軽減するために保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる場合、乳幼児を一時的に預かる事業で、利用期間は原則として週3日または月15日以内、利用時間は、一部の施設を除き、午前8時から午後6時までの中で保育を必要とする時間としております。本市では、一時預かりの対象年齢を1歳以上としていることから、こども誰でも通園制度のほうが低年齢児を対象としているほか、同制度においては利用可能枠の設定がなされるものと思われます。

また、保育従事者の配置基準につきましては、試行的事業における人員配置は一時預かり事業の配置基準と同様とすることが示されております。

○中村みなこ委員 そもそも、現在行われている一時預かり事業について、ニーズが高いものの、保育現場における対応が大変だ、いっぱいいっぱいの中で進めていると聞いています。どのように認識しているのか、お伺いします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 一時預かり事業につきましては、事業の性質上、子どもや保護者との関係性を一からつくっていくことが必要であります。実施している保育施設や保育従事者にとって、通常の保育と比べてこれらに起因する負担感があるものと認識をしております。

○中村みなこ委員 子どもや保護者との関係性を一からつくることへの負担感は、新しいこども誰でも通園制度でも同じ状況になると考えられます。改善策も講じられずにそのまま引き継がれていくことになるのでしょうか。

1日当たりの受け入れる人数について、それぞれお示しください。

○宮川子育て支援部こども育成課長 本市が実施している一時預かり事業につきましては、本市の実施要綱によりおおむね10人程度としておりますが、本市における試行的事業については、保育士の配置基準等を考慮し、6名としております。

○中村みなこ委員 その点では、一時預かりより少し手厚いということでもいいですね。

では、こども誰でも通園制度を利用する子どもたちは、施設のどこで過ごすことになるのでしょうか。在園児と一緒に過ごすのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度の利用に当たり、国からは、在園児と合同や専用スペースで実施する場合などが示されており、本市における試行的事業においては、認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で実施する場合は在園児と合同、地域子育て支援センター及び幼稚園については専用スペースでの実施を検討しております。

○中村みなこ委員 合同の場合、毎日、見慣れない子が入れ替わり立ち替わり来る状態は、在園児にとっても落ち着かないですし、保育する側も大変なのではないかと思われます。専用スペースの

整備等も今後の課題として押さえていただきたいと思います。

さて、ここまで聞いても、こども誰でも通園制度のよさがはっきりしません。一時預かりの拡充でいいのではないかという声も聞かれます。新たなこの制度ならではのメリットについてはどう認識しているのか、お伺いします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度を一時預かりと比較した場合の意義としまして、国においては、一時預かりは補助事業である一方、こども誰でも通園制度は給付制度とすることで、保育所等に通っていない子どもも保育所等で過ごす機会を保障しようとする、一時預かり事業では利用者が事業者へ直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度は、市町村が利用状況を把握することができることから、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる旨を示しております。

○中村みなこ委員 市が支援の必要な家庭を見つけられるのがメリットという押さえでした。

では、大変似通った制度なのですが、こども誰でも通園制度と一時預かりは並存することになるのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 国が設置した検討会におきましては、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、試行的事業の実施も踏まえつつ、より検討が深められるべきとしているところでございます。

○中村みなこ委員 丁寧に対応しようとするれば、保育現場の負担が大きくなります。でも、そこまでできないから妥協せざるを得ないという場面も出てくると、保育の質、子どもの安全性に影響すると思われれます。しかも、保育施設での死亡事故のうち、7割が1歳児以下であることや、預け始めの時期に多いという統計もあります。

負担と安全についてどのように認識されているのでしょうか、お示してください。

○宮川子育て支援部こども育成課長 国からは、制度の本格実施に向けて、人員配置や保育士等の本事業に従事する者に必要な専門性などについて検討が必要である旨の認識が示されております。

このことは、本市においても認識を同じくしているところでありますが、それに加えて、本制度を含めた保育施設全体の業務量にも配慮することが必要であると考えております。

○中村みなこ委員 ある保育事業者の話ですが、一時預かり担当の保育士にはベテラン保育士を配置しているのだそうです。それだけ、経験や力量が問われるポジションになってくると思われれます。短時間でどれだけ子どもとの関係が築けるか、それによって子どもの安心度や満足度が変わってくるわけですから、うなずけます。

先ほど施設全体の業務量に配慮とありましたが、ベテラン保育士がこども誰でも通園担当に配置されることが多くなるとしたら、在園児の保育側の業務にも影響が考えられます。きつきつの配置基準なのがそもそも改善されるべき点なのですが、量とともに保育士、人材配置のバランスも考慮しなくてはならないと思います。

短時間に関係性が築けるかどうか、築けないまま、それっきりの子も出てくると思われれます。そして、全国どこでも自由に通園できるこの制度は、子どもの成長を支える、寄り添うものになるのか、甚だ疑問です。

そもそも、月10時間という制約がある中で、子どもにとって楽しく安心な場所にすることができるのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 国によりますと、子ども1人につき月10時間、年120時間を保障することは、子どもの心身の健やかな成長、発達に資する豊かな経験をもたらすことにつながることを期待される旨の意義が示されております。同時に、子どもや家庭によってはより多くの時間を利用することが望ましい場合もあるものと考えており、そのような場合、現行の一時預かり事業との関係を含めてどのように整理がなされるのか、国の検討状況を注視しているところでございます。

また、試行的事業においても、国基準に基づき、月10時間の上限を設定するため、利用者には、あわせて、現行の一時預かり事業や、10か所に設置しております地域子育て支援センターの利用などを案内することも必要であると認識をしております。

○中村みなこ委員 本当に多様な子どもたちがいます。それでは、制度利用に当たって、子どもたちに対象要件などはあるのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度の対象となる子どもにつきましては、年齢のほか、保育所等の施設を利用していないことが要件になるものと思われませんが、これらの要件を満たせば、全ての対象となる子どもが利用可能となるようにする旨の考えが示されております。

このため、本市においても、試行的事業の段階からこのことを念頭に置いて準備作業を進めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 全ての子どもとなると、障害のある子どもたちの受入れも含まれます。重度の子、医療的ケア児の受入れは難しいのではないのでしょうか。

○宮川子育て支援部こども育成課長 障害の程度や医療的ケアの内容によっては看護師等の配置を要する場合もあるため、段階的にこれらの環境を整えていくことが必要であると考えております。

○中村みなこ委員 今でさえ、インクルーシブが進まず、医療的ケア児の受入れもできていないのに、絵に描いた餅のような話だなと感じております。一人一人の特性を理解して適切な関わり方をする高度な専門性と人材の確保がどれだけ整備できるのか、整備できなければ、そこで結果的に選別されてしまうことになってしまいます。

次に、親への支援についてお聞きいたします。

月10時間という制約の中で、実施施設と関係機関がどのようにつながっていくのか、お聞きいたします。

○宮川子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度につきましては、市町村が利用状況を把握することができることから、支援が必要な家庭の把握につなげていくことができることを意義の一つとしております。

具体的にどのように支援につなげていくのかについては、試行的事業の結果等を実施施設やおやこ応援課などと共有し、検討してまいります。

○中村みなこ委員 本当にせっぱ詰まっている保護者は、そもそもこの制度を利用しないんじゃないかという声もあります。それ以外にも、今、たくさんいろいろ聞いてきたんですけど、聞いても聞いても、何か心配だなという気持ちが拭い去れません。このこども誰でも通園制度は、保育現場に過度の負担を生じさせて、子どもの育ち、環境の安全を損ないかねないという懸念を払拭できないでおります。あるいは、それを上回るメリットが期待できると思えません。

そのような中、手探り状態でスタートしていいのか、子どもの育ちを支えられるのか、認識を伺

います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 国によれば、こども誰でも通園制度の背景として、ゼロから2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があるとしております。本市においても、令和5年4月1日の状況で申しますと、ゼロから2歳児のうち、50%弱が未就園となっております。中には、不安や悩みを抱えながら過ごされている方もおられるものと考えております。

こども誰でも通園制度は、これらの方々も含めて、保育の必要性の有無に関係なく、身近な保育施設等を利用したり、保育従事者と関わることにより、子どもの育ちと子育て家庭を支えていこうという制度であると理解をしており、この意義を認め、本市の子ども・子育て環境の充実に資するよう準備作業を進めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 今の答弁で、保育の必要性の有無とありましたが、ヨーロッパでは、子どもの成長に保育は必要、権利だという捉えで、全ての子どもたちの早期保育が保障されているそうです。

日本では親の都合での保育の必要性が語られますが、その認識からして、今の日本は、保育園の考え方が狭いというか、子どもに対しての政策が貧弱というか、中途半端で、子どもにも保護者にも保育の現場にも余計な負担をかけている状態だと思われまます。一人一人の成長に専門家がじっくり関われる、保護者ともじっくり語れる仕組みが求められていると思います。

こども誰でも通園制度という名前からして、確かに保育するつもりはない、園に通えさえすればいい、そんなやる気のなさを感じる制度だと私は思っております。実施に当たって、裁量幅があるということなので、最大限の工夫と予算、心して取り組む、いい制度につくり上げていくんだという意気込みを期待したいところです。

最後に、副市長にお尋ねいたします。

試行的制度を始めるに当たり、市として様々な問題点をどのように認識し、どういう覚悟を持ってこの事業を進めていくのかお伺いして、質疑を終わります。

○菅野副市長 ただいま、仮称ではございますけど、こども誰でも通園制度について、委員から、不安感であったり、疑問点であったり、あるいは課題の提案、提起がございました。

一つ一つ、担当のほうからお答えをさせていただいておりますけども、あくまでもこれは試行でございますので、これから、試行に参加するということは、私どもは、市の運営の中で、現場の生の声、課題であったり、解決すべき問題であったり、生の声を国に伝える機会がある、確保されるというふうに僕は捉えていますので、これが、本当に真の制度というのかな、子育て世代のニーズに応じて子どもの育ちを支える制度になるように、やはり、そこに旭川市として声を上げるチャンスであるというふうに僕は捉えていますので、ここはやはり試行に参加すべきなのかなというふうに考えてございます。

家族の構成だとか、家庭の状況だとか、働き方だとか、様々な状況があると思います。その中で、なかなか預けることができない方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方たちのニーズにちゃんと応えられるのか、ある意味では本当に必要な制度だというふうに考えてございます。

一方で、全国的に保育士さんの不足が言われている中で、保育士さんの不足が解消されないこの段階で様々なサービスを広げることが本当に質の低下につながらないかというのは、やはり、不安感として残るわけでありまますので、そこは、やはり、旭川市だけでなく、国全体で解決すべき課

題でもございますから、そのこのところも含めて、必要な課題を解決しながらもしっかりと子育ての世代を支えられるような、そういう制度になるように旭川市としても責任を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時07分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 ただいまから質疑したいと思いますが、本日からインターネット中継があるということで、先ほど、昼には、私の親しい知人から、常に映っているよ、真っ正面ですから常に映っているよ、動きには気をつけたらいいよという忠告もいただきまして、午前中も真剣に聞いていたんですけど、午後からも真剣に聞かせていただいております。

私は、本日の補正は、5項目あるんですけども、質問はそんなに深入りしませんので、何とか時間内に終わるようにしたいと思います。

まず、一番最初に、2款1項9目の中心市街地活性化推進費、これにつきましては、先ほど皆川委員が大変詳しくやられまして、私のほうは、重なる部分があるんですけども、私も分からないことがたくさんあるものですから、やらせていただきたいと思います。

買物公園は50年がたちました。私も、実は、旭川に来て50年、大学の18歳のときに来て、今、50年がたちました。当時の買物公園は、まさに、西武が建ったその辺りのときでございますので、まさに勢いのある買物公園でございました。アーケードのある買物公園のところでは、人がぶつかるぐらい人があふれていまして、芦別の田舎から出てきた私にとっては大都会に来たんだなという思いが今思い出されます。

それ以降、議員になったときも、姿を変えてしまった、あまりにも人の歩いていない買物公園を見ながら、議員になったら何とかその辺に力を入れたいというのが私の公約の一つでもありました。

それで、これまでも、この買物公園の中心市街地の活性化については幾度となく話が出ておりました。先ほどの副市長の話にもございましたけども、ただ、話題にはなるんだけど、現実に使えるものが何かあったのかというと、なかなか私にはぴんとしたものがなかったんです。

それで、私も勉強すればよかったんですけども、あまり勉強していなかったものですから、昨年度から実証実験もやっていて、電動キックボードのことは知っていたんですけども、何で、突然、電動キックボードが出てきたのかなという程度の話でございまして、突然、ある記者から、電動キックボードについては賛成ですか、反対ですかと聞かれて、自転車を買物公園に入っているか、悪いかみたいな感覚で、正直なところ、なぜ、突然、電動キックボードのことを聞かれるのかなという程度の知識しかありませんでした。市民の方の中にも、きっとそういう方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。今回、この補正予算でちょっと気になったものですから、レクチャーを受けた際に聞きましたら、非常に魅力ある取組がされているということも知りまして、それについて、重なる部分はあるんですけども、お聞かせ願いたいと思います。

補正予算1千500万円については、買物公園エリアの未来ビジョンを実現し、滞在機能の強化及びモビリティの運行等による回遊性向上を目的とした社会実験を行うようでありますけれども、社会実験の必要性、先ほど来、出ておりますけれども、再度伺います。

買物公園の在り方については、現在も検討会議が議論を進めておりますが、これについては様々な考えがあると思います。そのような中で、どのような理由で、今、社会実験を行うことを決めたのか、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 買物公園エリアの未来ビジョンにつきましては、今年3月末に策定される予定であり、現在、買物公園のあり方検討会議において議論を進めているところであります。

買物公園エリアにおいては、実現したい3つのイメージとしまして、目的がなくても誰もが訪れたいエリア、自分のお気に入りを中心に滞在、回遊したいエリア、みんなのやりたいことが常に取り組みするエリアとして整理をしております。このうち、滞在、回遊したいエリアの実現に向けて、居心地がよく過ごしやすい、目的となり得る滞在空間を設置するほか、人の流れをエリア全体に広げるとともに、移動の利便性を上げる手段としてモビリティを運行し、その効果やニーズなどを把握するために社会実験を行うものであります。

○上野委員 私の買物公園の活性化のイメージは、何かこう、イベントをやったり、建物を建てたりというイメージがずっとあったんですけども、今回、それをつなぐモビリティについて注目されているというような動きがありました。

その辺りについて、実現したい3つのイメージ、これを実現するために、社会実験でモビリティの運行、去年もやっていたということですけども、それを、再度、ここで言うということ、その辺のことをもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 買物公園のあり方検討会議におきまして、携帯電話の位置情報を利用した人の流れの分析結果ですとか、ウェブを利用したアンケート調査結果のほか、検討会議の参加者によるフィールドワーク結果ですとか、参加者からの意見などから、大型商業施設の閉店など来街機会や目的が乏しいこと、来街しても滞在時間が短く回遊に広がりがないなど、消費や滞在を促す機能が低下していること、集客できるポテンシャルはあるが、日常の来街に結びついていないなど滞留、滞在者が少ないことといった課題や問題点を整理したところでございます。

これらの課題を踏まえ、来街の促進や滞在時間の増加、移動の利便性向上を図るための手段として、居心地がよく、訪れる目的となり得る滞在空間の設置と、これらの滞在空間の間を行き来するモビリティの運行、さらに、滞在空間等を活用したイベント等を実施し、取組の効果やニーズを把握したいというふうに考えております。

○上野委員 先ほど、私は、あまりその辺の意識がなかったという話をさせていただきましたけれども、実は、昨年10月ですか、北陸の富山県のほうを視察した際に、これとは違うんですけども、まちづくりの中で、要所要所にだんごのように拠点をつくって、それを公共交通でつなぐという話を聞いてきたんですよ。

それまで、私は、何か物をつくるというのはすごい関心があったんですけども、それをつなぐモビリティの重要性というのはあまり感じていなかったんですよ。それを感じることができたということが一つと、それから、冬まつりの期間中、妻と駅前から氷像をずっと見て回ったんですよ。

若い頃は何ともなかった距離がやはりこたえて、ちょっと遠くも行きたいと言ったんですけど、いや、今日は諦めようやという話で終わってしまうという、そんな残念なこともありました。

そういったことから、非常に、そういった滞在空間をつくることとそれをつなぐモビリティの発想というのは、私が今まで買物公園のいろんな話を聞いた中で、やっぱり、一番、未来を想像することができる考えではないかなというふうに感じたというのが今回質問した理由なんですね。

それで、ここからは具体的な話になりますけれども、補正予算の1千500万円のほとんどが委託料となっております。これらの社会実験を行える業者というのは、これまでもちょっとやってきているので心当たりはあるのかなと思いますけれども、この委託業者の選定についてはどのようにするのか、お示しをいただきたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 社会実験の実施に当たり、委託業務を発注する予定であります。委託業者については公募型プロポーザル方式により選定することを想定しております。

委託業務の内容については、滞在空間で活用するベンチ等の設置管理や電動カートなどモビリティの運行、必要となる専門人員の配置など、社会実験の運用管理全般とすることを予定しておりますが、仕様書等で詳細に契約の内容を規定することが困難なことから、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集し、その事業者の技術やノウハウ、アイデア等を活用し、より効果的に社会実験を運営することが期待できる事業者を選定したいというふうに考えております。

○上野委員 これから公募型プロポーザルの準備もされていくというので、評価の仕方だとか、いろんな細かなところがあると思いますけれども、ぜひ、今後の旭川を見据えたすばらしい業者、これは試行ですけど、無駄に終わらないような、そういった業者の選定をお願いしたいなと思います。

そういうことで、理解はしました。

それで、次の質問なんですけど、プロポーザルの手続だとか社会実験の実施時期だとか、今後のスケジュールについてお示しをいただきたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課長 公募型プロポーザル方式による契約手続につきましては、3月中から公募を開始した後、審査会での審査を経て候補者を決定し、4月中には契約締結することを想定しております。

また、社会実験の実施時期につきましては、例年、買物公園で開催しているイベント等と重ならないように配慮しながら、8月中旬以降の約1か月間を想定しております。

○上野委員 委託業者の決定が4月、実際の社会実験については8月中旬以降ということで、今、承りました。この試行次第では、これからの買物公園の未来というのがもっと明らかに見えるのかなというふうに期待をしております。

それで、この項目の最後の質問となりますけれども、今回の取組は、買物公園のあり方検討会議で議論された内容であって、今後の買物公園の未来を描く企画であるということは十分理解しました。

しかしながら、私が最初に申し上げたように、私自身が、あんまり、前回やられたモビリティの実験と旭川の中心市街地の活性化との結びつきをよく理解していないという話を最初にしましたけれども、市民の方の中にも、まだまだこのことをよく分かっていなくて、なぜいきなりそういうものを走らせるんだと思っている方もかなりいると思うんですね。

こういう市民の方にどのように周知していくのかということをお願いしたいと思います。

○三宅地域振興部長 市といたしまして、買物公園エリアの未来ビジョンを広く知っていただき、興味を持っていただくことは、まちづくりを進める上で大変重要でありますので、まずは、今年の3月末頃でございますが、シンポジウムを行うべく準備を進めているところでございます。

このシンポジウムにつきましては、未来ビジョンの実現を進めていくため、関係者とともに市も加わってつくる予定のエリアプラットフォーム、これを中心に開催するものでありまして、より分かりやすく、ビジョンで描かれた中心部、買物公園の姿といったものについて発信していきたいと思っております。

また、未来ビジョンの実現に向け、第一歩となります社会実験の取組でございます。これを、様々な方法、市のホームページ、SNSなどを活用するほか、チラシの配布、また、現地での案内看板の設置など、準備期間から実施期間を通じて広く市民に周知し、買物公園の在り方、これを一人でも多くの市民の皆さんにとって自分事としてぜひ関心を持っていただけるよう進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 この項目は終わりますけれども、やっぱり、過去のいろんな考えにこだわらず、過去の買物公園にこだわらず、新しい考えを入れていくということが必要かなと思います。

今年、街あかり推進費のイルミネーション、あれが大変好評で、やっぱり、今まで同じことをずっとやってきたんだけど、今年は新たな取組、寄附も集めていただいてやったということが、観光客を含め、買物公園はいつもより人が、非常に多く出ていたんじゃないかなと思います。ああいった取組をやっぱり今後も続けていくことによって、中心市街地活性化に進んでいくんじゃないかな、新しい形の買物公園というのができるんじゃないかと大いに期待しております。

それでは、続きまして、2問目に行きます。

今度は、全く違います。3款2項1目の特別支援保育事業補助金についてお伺いします。

先ほど来、保育事業の話が出ておりましたが、特別支援保育についてお尋ねします。

特別な支援を要する子どもの子育ては、どの年齢層においても保護者の負担が大きいと私は思っております。今回の補正予算を見て、保育事業について補助金制度があることを知り、質問を思い立ちました。

まずは、特別支援保育事業補助金制度について、その事業概要についてお示しください。

○宮川子育て支援部 子育て育成課長 特別支援保育事業補助金につきましては、私立の認可保育所及び認定こども園において、心身に障害等を有する原則3歳児クラス以上の児童を受け入れ、保育士等を加配するなど、様々な配慮を行いながら教育、保育を行う場合に、職員の加配等に係る経費を対象に補助をするものであり、令和5年度におきましては43施設を対象としております。

また、保育士等の配置基準及び補助基準額につきましては、児童の障害の程度により設定しており、保育士等の配置基準につきましては、障害の重い児童は2人につき1人、障害の比較的軽い児童は3人につき1人、補助基準額につきましては、障害の重い児童は保育利用で児童1人当たり月額10万5千600円、教育利用で児童1人当たり月額9万7千900円、障害の比較的軽い児童の場合は、保育利用で児童1人当たり月額7万400円、教育利用で児童1人当たり月額6万5千300円となっております。

○上野委員 ただいま答弁を聞きまして、私立の認可保育園及び認定こども園、ここにおいて施設が限定されている、しかも、心身に障害を持つ3歳児クラス以上の児童を受け入れているというよ

うな条件が、今、示されました。また、その補助金は、保護者に対してではなく、保育士の加配等に対するものだという事も同時に理解いたしました。

障害の程度によって補助基準額が違うということなので、それぞれ申請を受けた上での判断になるのかなと思いますが、児童の特別支援保育の申込みから入所まで、これについての流れをお聞かせください。

○宮川子育て支援部こども育成課長 申込みから入所までの流れにつきましては、まず、対象児童の保護者は、市へ保育の利用申込書に併せて医師の診断書等を添付して特別支援保育申込書を提出し、市は、利用を希望される申込先施設との利用調整の上、仮入所を設定いたします。施設長は、仮入所において、市の担当職員立会いの下に保育観察を実施し、市は、担当職員並びに当該施設の長及び保育士等で構成された審査会を設け、入所の決定等について審査し、保護者への利用承諾の通知を行うこととしております。これらの手続を経て、当該施設での入所説明後に入所ということになります。

○上野委員 申込み時に医師の診断書の添付があって、そしてまた、申込み希望先、そこで仮入所、そして様子を見た上で審査会というのをを行う、さらに、その後に入所となるという、非常に丁寧な、やはり、そういう障害を持った子どもを受け入れることとして丁寧な入所手続だと思います。しかしながら、きっと、保護者は、ここまでの過程でかなり疲れ果ててくるんじゃないかなというふうな思いもあります。

それでは、受入れ施設の状況についてお示しをいただきたいと思います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 入所定員につきましては、3人から9人までの間で施設ごとに設定をしており、令和6年2月1日時点で定員未満の受入れとなっている施設が19施設、定員どおりの受入れとなっている施設が7施設、定員を超える受入れを行っている施設が17施設となっております。

特別な支援を必要とする児童は増加傾向にあります。各施設においては、受入れ体制を確保できる場合は利用を拒むことはなく、適切に保育サービスを提供しているものと認識しております。

○上野委員 ここでも、特別支援の子どもたちが増えているという、今、お話しもちょっとありました。定員を超える受入れを行っている施設が17施設あるということで、これについては驚きましたけれども、説明では、保育所が可能であれば、定員の約120%ぐらいまでは受け入れても可能だという法律になっているということを伺いました。

それで、増えてきたという話もあるので、それで補正かなと思うんですけども、補正が必要となった理由についてお示しをいただきたいと思います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 補正が必要となった理由でございますが、年度の途中で利用児童数が6人、総利用月数で53か月増加する見込みとなり、予算が不足するため、540万7千円を補正するものでございます。

○上野委員 年度の途中での予算不足ということ、これはあり得るのかなと思います。特別な支援を必要とする児童の増加、これもあっての理由かなと思います。

そういった理由ではあるんですけど、ちょっとそれから離れるかも分からないですけど、この予算、途中で補正を組んだ以外にも課題というのがあるかなと思うんですけども、その他の課題についてどのような課題があるか、ちょっとお示しください。

○宮川子育て支援部こども育成課長 事業の課題でございますが、児童の障害等の状況によって対応方法も様々であることから、個々のケースに対応した保育士等の職員体制を整えることに難しい面があると聞いております。

このため、より活用しやすい事業内容となるよう検討を進めるほか、従事している保育士等に対して、研修機会の提供や各種専門職による支援など、多様な取組を講じていく必要もあるものと考えております。

○上野委員 やはり、人数も多くなって、保育士が足りないというような話も出てきておりますし、そこをそろえていくということについては非常に大きな課題もあるのかなと思います。

それでは、この補正にも関連するので、そこからちょっと離れて聞くんですけども、企業主導型保育事業、これは認可されていない保育所もあると思うんですけど、例えば、そういった企業主導型や認可されていない保育所にお兄ちゃんやお姉ちゃん、上の子が通っていて、下の子がちょっと障害を持っているといったときに、その子を別のまた認可のあるところに入れるということは、なかなか親としても抵抗もあるし、難しい問題だと思うんですね。

それで、ここで聞くんですけども、企業主導型保育事業、これらについての補助制度というのがあるのか、そして、補助制度がもしないとしたら、市としてどのような支援をしていくのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○宮川子育て支援部こども育成課長 企業主導型保育事業につきましては、事業主拠出金を財源として従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として創設されたもので、市が給付費を支給している認可保育所とは異なり、運営費等について国から助成されているため、その対象として特別支援保育の実施も含まれているのか、把握はしておりません。また、国は、目標としていた受皿確保を達成したことから、企業主導型保育事業について、新規の施設募集は行っていないものと承知をしております。

本市においても、既に年度当初における待機児童数ゼロを達成していることなどからも、企業主導型保育事業への特別支援保育事業補助金の対象拡大は検討しておりませんが、従事している保育士に対して研修機会の提供などの取組を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 私もちょうと勉強不足で、それ以上突っ込んだ質問はできないんですけども、認可された保育所であっても、認可されていない保育所であっても、そういった困り感を持っている保護者の方というのはたくさんいらっしゃるかなと思うんですね。そういったところについて、私は、同様の保育が受けられることというのがやっぱり当たり前のことだと思っております。

今後、国の補助金だけでなく、旭川市として、特別支援で悩んでいるお子様と保護者の方にどんな支援をしていくのが望ましいのかということについては検討していただいて、そういったサポートの仕組みを構築していただきたいなと思って、この質問については終わらせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、3つ目の質問に行きます。

これは、8款5項3目の都市計画公園整備費についてお聞きします。

まず初めに、都市計画公園整備費の補正予算額と事業概要をお示してください。

○星土木部公園みどり課長 都市計画公園整備費の補正額としましては4千605万6千円を計上しており、内訳として、令和5年度の国の補正予算を活用し、都市公園の長寿命化対策として遊具

の改修費用に4千600万円を計上しております。また、残りの5万6千円につきましては、令和4年度に交付金を活用して実施しました遊具更新工事実施の際に発生した遊具外柵などの売払いで得た収益に対し、精算後の交付金に償還が生じたため、計上したものとなっております。

事業概要としましては、春光台3条第2公園や錦エゾリス公園など市内5か所の公園において、複合遊具やブランコ、鉄棒などの遊具の更新を行うものとなっております。

○上野委員 4千600万円ほどの事業概要がありまして、その中で5か所の公園の遊具だけということで考えると、やはり、遊具というのは価格がすごく高いし、工事費も結構かかるんだなというふうに今の答弁を聞いて思いました。

それで、その5か所の公園を選定し、整備したことの理由についてお示しをいただきたいと思えます。

○星土木部公園みどり課長 遊具などの改修につきましては、長寿命化計画に基づき実施しているところであり、今回改修する5か所の公園は、老朽化などにより使用禁止となっている遊具が設置された公園や、使用禁止までは至っておりませんが、遊具の安全点検の結果、現時点で重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには、部分的な補修もしくは施設の更新が必要であると判定された遊具が複数設置されている公園となっており、整備優先順位の高い公園となっております。

また、整備に際しては、町内会などの理解を得ることができた公園から順次着手しているところであります。

○上野委員 事前の調査によるということですがけれども、遊具整備前にどの程度の事前調査というのを行っているのかどうか、それからまた、新たに設置する遊具についてはどのように決定しているのか、それについてお示しをいただきたいと思えます。

○星土木部公園みどり課長 遊具整備前の事前調査についてですが、都市公園法施行規則の改正により、平成30年度から年1回の頻度で遊具の安全点検が義務づけられておりまして、本市においても、年1回の安全点検を実施し、この点検結果を踏まえ、長寿命化計画の優先順位を見直しながら遊具の更新を行っております。

また、新たに設置する遊具につきましては、既存遊具と同様の遊具を選定することを基本としておりますが、遊具を設置できるスペースなどにより遊びの要素を複合した遊具の設置を検討するなど、公園全体の施設配置のバランスを考慮して整備案を作成し、町内会から御意見をいただきながら設置する遊具を決定しております。

○上野委員 年1回の遊具の安全点検、これが義務づけられているということですね。それから、基本的には、今ある遊具と同様なものをつけるというのが基本ラインであるということ、ただし、町内会の意見も聞いているということですね。

地域や町内会とはどの程度の打合せを行い、理解を得ているのか、お答えいただきたいと思えます。

○星土木部公園みどり課長 地域との協議の状況についてですがけれども、特に、地域に身近な街区公園や近隣公園での整備では、本市が遊具の整備案を作成し、まずは公園の立地する地区の町内会長に説明いたします。その後、町内会での御意見を取りまとめいただき、協議しながら、その意見を反映させるなどの修正を行うなど、地域の御理解をいただきながら公園の改修整備に着手しております。

○**上野委員** 案をつくって、町内会長にまず確認して、それでまた話し合っ、また町内会の人と話をするという、二重に打合せをしていただける、そういう検討をしていただけるということで理解しました。

使用禁止になっている遊具だとか老朽化している遊具というのは、まだまだ市内にたくさんあると思いますけども、今後、どのようにして遊具の改修を進めていかれるのかについてお示しいたきたいと思います。

○**星土木部公園みどり課長** 公園遊具の現状といたしまして、市内には約1千800基の遊具があり、そのうち、令和4年度末で使用禁止となっている遊具は43基、補修もしくは更新が必要とされている遊具は827基となっており、市内に設置された遊具の約半数が改修を必要としております。

それらの遊具の全てを改修するためには、多大な事業費と年数が必要となることから、今後も持続可能な公園事業を推進していくためには、同一町内会にあって、誘致圏距離の重複する複数の公園が設置されている場合には、公園を利用する地域の皆様の理解をいただきながら遊具機能を集約するなど、厳しい財政状況を踏まえ、維持管理も含めたコスト抑制に向けた施設のスリム化について検討が必要であると認識しております。

○**上野委員** 1千800基あるうちの半数ぐらいが修理もしくは使用禁止にかかっているというように、現実はやっぱ厳しいなという感じだと思います。

それで、今回の補正でやっているのが5か所ですね。4千600万円かけて、それ以上にやっていると思うんですけども、追いつかないんですね。その間に、また駄目にもなってきますから、当然、施設の集約化であるとかスリム化というのは検討が絶対に必要かなと私は思っています。

そこで、それも検討していただいた上に、また、町内会や何か、いろんな人の意見というのを取り入れていくべきだと思うんですけど、少子化も進んでおりますし、子どもだけの公園というのではなくて、大人も含めた様々な人が使えるような、例えば、旭川は健福祉都市を目指すということで、高齢者の健康なんかも心がけているので、健康遊具の導入など、これも一つのアイデアかと思うんですけども、例えば、中国辺りに行くと、公園の端のほうに、木でできた、本当に大したものではないんですけども、引っ張ったり登ったりできるような遊具があっ、高齢者が健康のために動いているなんていうことを見かけたこともあるんですけども、そういったものに対して、私も必要かなと思うんですけど、その辺の見解についてお示しいたきたいと思います。

○**太田土木部長** 本市の公園の多くは高度経済成長期に整備されてございまして、整備後、相当の年数が経過する中で、遊具などの老朽化といったものが大きな課題となっております。

その一方で、人口減少ですとか少子高齢社会の進行といったこともございまして、公園を利用する子どもたちの数が減少しているということもございまして、当時とは社会情勢も大きく変化しているということもございまして、やはり、地域における公園の在り方とか役割といったものも大きく変化しているというふうに考えてございまして。

そのため、委員の御指摘にもありましたように、子どもだけではなくて、やはり、幅広い世代で誰もが利用できる施設の更新といったことも検討していく必要があるというふうに認識しているところでもございまして。

現在、行ってございまして遊具改修の主な財源といたしましては、国の交付金を活用しているところ

ろでございますけれども、既存遊具と同様の遊具を選定するといったことが対象要件となっていることもございまして、更新する遊具の種類によっては交付対象とならないといった場合もございしますが、遊具改修の際の地域との協議において、例えば、子ども向けの遊具ではなくて、健康遊具、そういったものへの更新を要望された場合には、交付金の対象要件などを確認しながら、引き続き、その地域にとってふさわしい公園の在り方といったものについてしっかり協議しながら整備を進めてまいります。

○上野委員 様々な条件がある中で、なかなか難しい取組ではあると思うんですけども、公園には、遊んだりなんかするほかにも、旭川市は、除雪の、許可を得ればそこに捨てられるような、そんな制度もありますし、そういったことも考え合わせた、何か、公園の新しい考え方にぜひ取り組んでいただければなというふうに思っています。

この項目については、以上で終わります。

続きまして、4項目めと5項目めは学校教育に関わることです。

まず、10款3項2目の特別支援教育振興費の補正予算について、内容を御説明願いたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育振興費における補正予算につきましては、旭川市立中学校の特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級している生徒の保護者に支給する特別支援教育就学奨励費について、申請者数が見込みを上回ったため、300万円を増額するものでございます。

○上野委員 その特別支援教育就学奨励費制度というのはどのような制度なのか、それについてお示してください。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育就学奨励費制度は、旭川市立小中学校の特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者が負担した費用の一部を支給する国の制度でございます。

主な支給費目といたしましては、学校給食費、通学費、学用品と通学用品の購入費、修学旅行費、体育実技用具費等があり、世帯の所得状況によって受給できる費目は限られております。支給額は、保護者負担額の半額で、支給費目によっては年間の支給限度額を定めているものがございます。

○上野委員 小学校、中学校に通う児童生徒がいて、経済的に困窮する家庭には就学援助制度というのがあると思うんですけども、特別支援教育就学奨励費と就学援助制度、この兼ね合いについてはどのような考えなのか、お示しいたきたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育就学奨励費と就学援助は、いずれも保護者の経済的負担を軽減することを目的とした制度でございますが、特別支援教育就学奨励費は、生活保護または就学援助を受給していない、特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級している児童生徒の保護者を対象とした制度となっております。

○上野委員 その制度なんですけれども、特別支援学級の子どもも増えてきているというふうに聞いておりますけれども、その制度を活用しているというか、使っている、受けている実績、認定の実績について、ここ5年間ぐらいはどんな推移で来ているのか、お示しいたきたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 過去5年間の認定者数の推移についてでございますが、まず、平成30年度は、小学校で547人、中学校で197人、合計744人、令和元年度は、小学校で574人、中学校で209人、合計783人、令和2年度は、小学校で675人、中学校で205人、合

計880人、令和3年度は、小学校で762人、中学校で224人、合計986人、令和4年度は、小学校で818人、中学校で284人、合計1千102人と増加傾向にあり、令和5年度につきましては、令和6年2月14日現在においてでございますが、小学校で814人、中学校で315人、合計1千129人となっております。

○上野委員 やっぱり、年々、増加の傾向にきていると。今年度は1年がまだ終わっていないのに昨年度を超えるような人数になっているということで、それで、なおかつ、申請者が見込みを上回ったということですが、どの程度上回ったのかお示しいただきたいことと、また、当初予算でおおよその人数、昨年的人数を把握していたら、途中で増えるという、そういったことにはならないかなとも思うんですけど、増えた要因というのは、何かこう、予想できないものだったのかどうかということについてお示しをいただきたいと思います。

○山本学校教育部学務課長 特別支援教育奨励費は、費目ごとに人数を推計し、各費目の合計額として予算を計上しているものでございますため、特別支援教育奨励費全体として当初予算と人数を比較することは困難ではございますが、費目としては修学旅行費や校外活動費が当初の推計を大きく上回る見込みとなっております。

各費目の人数は、前年の数値やそれまでの傾向等を基に算出しておりますが、令和5年度当初予算で推計した人数と比較いたしまして、宿泊研修を実施する2年生、修学旅行を実施する3年生の保護者からの申請が推計よりも1.5倍増えている状況にあり、学年が進むにつれて申請者が増加している背景には、制度についての理解が進んでいることが要因の一つと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、宿泊を伴わない校外活動の大幅な増加等の要因を踏まえた結果、当初予算の推計を上回る見込みとなったものでございます。

○上野委員 ただいまの答弁で、宿泊研修と修学旅行の関係で1.5倍に増えたんじゃないかという話で、これはどういう理由だということについては、制度についての理解が進んでいたというのが要因と押さえているんですけども、それも一つの要因なのかも分かりませんが、本当にこれだけ増えるということは何か別の要因もあるんじゃないかなと私は思うんですよね。例えば、修学旅行や、それからスキー教室、校外学習のバス代なんかは、もう、かなり、以前と違って値段が上がっているというのも聞いていますし、そうすると、個人の負担というのも当然大きくなりますし、そういったことも影響しているんじゃないかと思っておりますので、さらなる検証をしていただきたいなと思います。

それでは、この項目については終わりますが、関連して、先ほど話に出ていた就学援助費について、10款2項2目について、この予算額1千423万3千円の増額ですけれども、これについて、申請者が見込みを上回ったということで聞いておりますけれども、どの程度上回ったのか、また、当初予算でおおよその人数を把握されていたと思うが、増えた要因というのはここも何なのか、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

○山本学校教育部学務課長 就学援助認定者数は、令和4年度の認定率と令和5年度の推計児童生徒数等を基に算出しており、令和5年度の当初予算では2千200人を見込んでおりましたが、100人以上増加する見込みとなっております。

この要因といたしましては、令和5年度に実施した就学費用支援事業を周知する中で、この事業に申請し、就学援助に該当することが判明して受給に至った者が小学校で70人いることなど、周

知がさらに行き届いたことが大きいと考えております。

○上野委員 この問題も、年度の途中で別の補助金の話をしているところで保護者がそこで気づいたということですね。これは、周知がやっぱり年度当初に徹底していなかったんじゃないかなというのが、私は、一つの要因としてあると思うんですよね。しかも、小学校の話では全体で100人もの人が申請し直すということは、周知の仕方、これらについてきちっとやっていただければなというふうにここで指摘をさせていただきたいと思います。

それで、次の質問なんですけども、先ほどの特別支援教育就学奨励費も含め、当初予算を上回る申請者がいるということは、それだけ生活に困窮している世帯が多いということになると思います。私は、やはり、今津市長も言っていますけども、教育にお金をかけるということを考えれば、こういったところの補助金ではなくて、無償とまで言ってしまうと、これは本当に大きなことになってくるとは思いますけれども、これらの支援制度を拡大、拡充していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺の見解を最後の質疑としたいと思います。

○品田学校教育部長 生活に困窮する世帯への支援につきましては、就学援助や特別支援教育就学奨励費に加えまして、就学の費用支援事業を国の補助金を活用して本年度は実施するなど、これまで取り組んできているという状況でございます。

就学援助や特別支援教育就学奨励費は、国の制度として内容等が定められておりまして、また、新たな取組には財源等の問題もありますことから、拡充といったことはなかなか難しいと考えているところであります。

また、申請者増加の背景には、支援の対象となっているにもかかわらず、そこから漏れていた世帯があったということ踏まえまして、支援対象となる世帯に対しては漏れなくそういった支援が届くように、現制度の周知をさらに徹底してまいりたいと考えております。

○塩尻委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時25分

○塩尻委員長 再開いたします。

ここで、休憩前の委員会でえびな委員から御要求のありました資料につきましては、委員各位のお手元に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、御質疑願います。

○横山委員 私は、今回は、10款2項3目、10款3項3目、小中学校の学校施設冷房設備整備費について、この1項目だけちょっと質疑させていただきたいと思いますが、先ほど中村みなこ委員からも質疑がありましたので、大分かぶるところもあるんですけども、少し観点が違うところと、これを通して学校予算だとか学校の在り方の部分についても少し言及をしたいと思いますので、お許しをいただきたいなというふうに思います。

ちょっと過去を振り返ると、議員になった年の2019年の10月1日の第3回定例会の決算審査特別委員会の分科会で、私は、小中学校のエアコンの設置状況を伺わせていただきました。教育長も学校教育部長も前任の方でしたので、ちょっと振り返っておきたいと思いますが、当時は、普通教室や特別支援教室へのエアコン設置については、80校中、僅かに3校でした。多分、新町小、青雲小、どっか、もう1校ですね。それぐらいなんですよね。ただ、ほかの学校は、ほとんど、全くエアコンのエの字もなかったような時代でした。僅か4年前の話です。コンピューター室は、一部、エアコンが入っていました。高温対策でしたので、それでも小学校では僅か18校で、中学校になると3校にしか入っていなかったんですね。私は、1990年代の後半は名寄中学校にいたんですけども、コンピューター室には既にコンピューターが入ると同時にエアコンが整備されていましたので、みんなでそこで涼んだ記憶があります。もう30年近く前の話です。それから、保健室も、当時は小学校で4校、中学校へは2校ということでした。ただ、市教委の答弁の中では、コンピューター室や保健室への整備は順次進めていくという言及もありましたけども、一方で、当時は、耐震化の問題だとか、それからアスベスト除去の問題がありまして、それを優先せざるを得ないという状況もあってなかなか難しいんだと、そういう答弁がありました。

さらに、実は、このときにそうだったなあと思い出しましたけども、この4年前の夏までに網戸の設置が全て完了する予定でした。私の最後の勤務校は啓北中学校だったんですけども、職員室に網戸がなかったんですね。夏の夜は窓を開けなくて仕事をしなきゃならなかった。開けたらガの対策をしなきゃならなかったっていうのをちょっと思い出しまして、そんな中で、教職員はもとより、子どもたちも、教育活動をやっていた、授業をやっていたということをちょっと思い出しました。

それから4年半がたって、ちょっと隔世の感があるなど。学校の教室に全部エアコンをつけるというようなことが、その当時は、進むとは全く想像もしていなかったんですけども、コロナ禍のおかげと言ったら怒られますが、コロナの流行で、いわゆる感染症対策ということで、随分、冷房設備とか簡易クーラーだとかが導入されてきたという経緯もありますし、さらに、今年の猛暑がこの状況を大きく変えたということですけども、それ自体は評価すべきことなんですけれども、一方で、それらがなければ、学校のいわゆる環境の状況が、多分、4年前とは変わらない状況が今でも続いていたのかと思うと、学校がいつも後回しにされてきたということを非常に残念に思っています。

現職当時、よく教材業者さんと話をする機会があつて、夏に学校に来られて話をすると、今どきエアコンのない会社、事業所って学校ぐらいですよってよく言われたものです。どこも、物を納めに行くと、みんな涼しい事務所で仕事をしているので、学校ぐらいですよって言われて、そう言われて、そうかなあと思いましたが、当時は市役所もそうだったので、ただ、市役所も新庁舎完成により冷暖房完備になりましたので、残されるのは学校だけということになったという状況は皆さんとも共有をしたいなと思います。

昨年、市長が、2027年度まで、令和9年度までの完了を目指してエアコンを普通教室及び職員室に設置するというので、それについては大変評価をしていますし、ありがたいことだと思いますし、学校でも歓迎をされているんですけども、実は、その一方で、今、感染症対策で整備されてきた例えば簡易クーラーみたいなものが、市長が言っていたエアコン整備だというふうに勘違いをしている教職員がやっぱりいたんですよ。

ちょっと学校を回ってみて、そんな話をされましたが、いや、あれは違うよ、きちんとルームエアコンだよって話もさせてもらっているんですけども、やっぱり、そこは十分周知をされていないですから、当然、教職員がそういう認識だと、多分、子どもや、もしくは保護者に対してもそういう説明をしているかもしれないなということで、ちょっと恐ろしいなと思って帰ってきました。

うちの学校はいつエアコンがつくのかなあと、子どもたちからもよく聞かれているという話もしていました。子どもたちも敏感ですので、現実を分かったときに、ああ、卒業するまでエアコンはないのかって何か思わせてしまうのもかわいそうだなと思いますが、様々、課題がありますので、その部分についてはしっかり説明をしていく必要があるんじゃないかなということは、ちょっと、まずは指摘をしておきたいと思います。

それで、まず、本補正予算に計上されているこの整備費ですけども、これらが、いわゆる市長が明らかにした全小中学校の普通教室及び職員室に設置するエアコン、冷房設備だというふうにもまず捉えていいのかどうかということと、あわせて、今後の整備方針、それから今回の補正予算との関連、その具体的内容について説明をいただきたいと思います。

○熊谷学校教育部学校施設課長 小中学校の冷房設備整備方針としましては、早期対策として、今年の夏までに冷房設備が未設置の保健室や、避暑スペースがない学校の多目的教室などにエアコンを設置するほか、教室内の温度上昇を抑えるために、全ての普通教室に遮熱カーテンや簡易クーラーを設置いたします。また、中長期対策として、全ての普通教室及び職員室にルームエアコンを設置することとしており、令和6年度から着手し、令和9年度までの整備完了を目指しているところであります。

今回の補正予算の内容としましては、ただいま申しあげました冷房設備整備方針に基づき、学校施設冷房設備整備費に必要な予算を計上しており、事業費の内訳につきましては、先行して普通教室及び職員室にエアコンを設置する学校的设计・施工一括発注によるエアコン設置業務委託費として、小学校費5億6千55万8千円、各学校の設備等の状況を把握し、来年度以降の整備計画を整理するための事前調査として、小学校費1千640万円、中学校費920万円、各学校の多目的教室などへのエアコン設置に伴う電源改修費として、小学校費2千400万円、中学校費1千200万円となっております。

○横山委員 詳しく説明いただきましたが、方針としては、保健室だとか避暑スペースがない学校を優先して整備をしていくんだということ、将来的には全普通教室にルームエアコンをと、職員室も含めてルームエアコンを設置していくんだという中長期の目標があるということを示していただきました。

それから、今回の補正については、先行して設置する学校の部分の設計、施工を一括発注していくということ、それから、それ以外については、事前調査費、それから電源改修費というものが計上されているということで、ただ単にエアコンをつけますよって話ではないということも明らかにしていただきましたので、もう十分、学校現場にも説明ができるかなと私自身もちょっと思いましたので、ありがとうございました。

実は、冷房設備の整備費については、第4回定例会の補正予算でも計上されていたと思います。それも含めて、現在の整備の状況ですとか進捗状況、それから、今後の見通しの具体的な部分、説

明できる範囲でお示しをいただきたいと思います。

○熊谷学校教育部学校施設課長 冷房設備整備につきましては、第4回定例会で議決をいただいた補正予算により、現在、保健室や多目的教室へのルームエアコン設置を行っているほか、普通教室等へのエアコン整備に係る事前調査業務の受託者により、先行して着手する10校への詳細な調査が行われているところであります。また、遮熱カーテンの設置や簡易クーラーの購入等については、翌年度に予算を繰り越して執行することとしており、現在、入札等に向けて準備を行っている状況であります。

これらにつきましては、順調に業務が進行しており、本年夏までには早期対策が完了するものと見込んでおります。

今後につきましては、令和7年夏までにエアコンの整備を完了させる小学校10校について、先行して普通教室及び職員室のルームエアコン設置に着手するほか、先ほど申し上げましたが、各学校の設備等の状況を把握するため、残り64校の事前調査を令和6年度に実施し、調査結果を基に、優先順位、事業手法や整備計画について整理した後、令和9年までの整備完了を目指し、順次、整備を進めていきたいと考えております。

○横山委員 これも、具体的に御説明をいただきました。先行の10校は、事前にいただいた資料で、小学校を先に、大規模校を先にとということですが、新しい学校が多いことで、あらあら、古い学校が後回しにされるのかというふうにはちょっと単純に思ってしまったんですけども、一方で、電源改修ですとか、そういった工事が不要な学校をどうしても優先せざるを得ないということですので、やむを得ないかなと思いますが、実は、新しい学校の校長さんとちょっと会いまして、うちは早く整備されるようなので申し訳ないと言っていました。多分、やっかみではないですけど、様々、そういう声もあるので、やっぱり、見通しをきちっと持たれないと、うちはいつなのかなと思っている学校はやっぱりやきもきをして、何で新しくできたばかりの学校ばかり優先されるんだってなると思いますので、ここはきちっと説明をしていくことが必要だと思います。

それから、残りの64校については、事前調査が必要だということなので、その調査が終わらなければ整備の見通しが具体的に明らかにならないということも伺っていましたので、明らかになった段階で、職員はもちろんですけども、児童生徒や保護者にも十分やっぱり周知をしていって、いつつくんだろうみたいなことで何かやきもきさせないような対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

さて、冷房設備の整備については、これまでも市教委の間でいろいろ情報もいただきまして、もちろん財源の問題も様々ありますけれども、今、日本じゅうの各業界で様々な働き方改革が進められたり人手不足の課題が示されたりしていて、多分、これもいろんな影響を受けるのではないかなというふうに私も想像しているんですが、現状で、市教委として、財政面以外で課題として考えているものがありましたら具体的に説明をいただきたいと思います。

○熊谷学校教育部学校施設課長 学校の冷房設備整備につきましては、子どもたちの命と健康を守り、適切な教育環境を整備するため、早急に取り組む必要がありますが、整備方針を構築するに当たり、これまで、市の関係部局や地元事業者等との意見交換の中では、学校特有の工期確保の難しさや各業界の人手不足等の課題が挙げられており、一定程度、整備の平準化が必要であると認識しているところであります。

教育委員会といたしましては、令和9年度までを目途に、少しでも早急に、早期に整備が完了できるよう、夏休みや冬休みなどの長期休業中に限らず、特別教室を代替教室として活用するなどにより、平日、日中の施工が可能となるよう学校との協力体制を構築し、整備を進めてまいりたいと考えております。

○横山委員 工期が限られているということになって、これまででしたら、いろんな大きな設備整備って、夏・冬休みを使ってやっていましたし、ところが、それがなかなか許されない状況にもなるということも予想されるということをお伺いしたので、学校も協力できることとできないことがやっぱりあると思うんですね。ただ、設備整備を急がなきゃならないということで、やっぱり、十分、現場と協議をした上で、実際に教室を使う教職員との意思疎通ですとか理解がやっぱり必要だと思しますので、そこは丁寧に、ぜひ、各学校はやっていただきたいと思ひますし、校長会を通してただ説明ではなくて、具体的に、担当する者だとか、必要に応じて調整を行っていただくことはぜひ丁寧にやっていただきたいなというふうに思ひます。よろしくお祈ひします。

冷房設備の整備は急いでやりたいということで、私も、早急に取り組むべき課題だというふうには思ひますが、一方で、学校の設備の課題というのは、冷房だけではなくて、これまでも様々な要求が学校からも上がっていて、それがなかなか進まない。かつて、要求の60%ぐらいしか進捗していないといったときもあったと思ひます。ただ、学校の中には、例えば、冬季の暖房ですとか、それから給排水は、ちょっと半年待ってってやっぱり言えないような設備もありますので、何に優先順位をつけていかなきゃいけないのかっていうのは大きな課題なんだと思ひます。

それから、これは第4回定例会の一般質問でもちょっと聞かせていただきましたけども、例えば、日章小学校のように適正配置の対象になっている学校も耐震化についてはきちっとやるよということも教育委員会にも答弁していただいたんですけども、やっぱり、教職員や保護者に聞くと、そういう対象校はいろんなことを後回しにされるんでないかと。この冷房のことも随分そういうことを聞かれましたので、教育委員会としては、やっぱり、今いる子どもたちの健康だとか安全をしっかり確保したいんだという思ひはあるよということでは代弁しているつもりですので、そこは十分勘案していただきたいんですけども、一番心配しているのは、冷房設備をおたくの学校は優先して入れるから、ほかの部分の改修は後回しにしますからねとか、そういうことになるんでないかなということも懸念して思ひます。

今は新しい学校なのであまりそういうことが多くないとは思ひますけども、そういった懸念に対して教育委員会としてはどのような見解をお持ちか、お伺ひをしたいと思います。

○品田学校教育部長 冷房設備整備につきましては、必要な予算の確保に努めながら、整備方針に基づき着実に整備を進めていきたいと考えてお祈ひします。

一方で、今お話がありました、本市におきましては建築後30年を超える施設が全体の70%を超えてお祈ひして、多くの施設で老朽化が進んでお祈ひすることから、小規模なものは修繕により、大規模なものにつきましては増改築や大規模改修などによりまして老朽化対策に取り組んでいるという状況でございます。特に、改修が追いついていない給水設備、それから暖房設備などの大規模改修は、子どもたちが安全で安心な学校生活を過ごすために必要不可欠な整備でありますことから、冷房設備とは別に、事業の優先性、それから財源の確保等を考慮しまして、今後とも計画的に整備を進めてまいりたいと考えてお祈ひします。

○横山委員 いろいろ、学校にお邪魔したりすると、各学校の様々な課題を聞かせていただいて、いや、これは大変だなんて思うところをたくさん聞いてきました。

ある学校には、かつて防衛省の予算が入って、冷風が出るということで、それこそ窓を開けなくてもいいような設計でつくられた学校っていうのが何校か市内にはあるんですけども、もう、今、冷風どころか、冬はそこから暖かい空気も出るようになっているんですけども、夏も冬も全くもう今は機能していないという話も随分聞いて、授業にならないそうです、その送風による騒音で。そんな学校もあるということで、これも、何度か市教委にもお話をしたことがあるんですけども、各校の課題は様々ですので、限られた財源でなかなか難しいところがあるのは十分承知をしながら、やっぱり、少しでも快適な学校環境をつくっていただきたいということで御努力をいただきたいと思えます。

それから、一応、質問で御答弁いただきたいところはそこまでなんですけども、ちょっと、私は、今回、冷房整備に関わってで、現場が懸念していることはほかにもいろいろあるので、御答弁はいただけなくても結構ですが、感想めいたコメントとか何かあればいただければありがたいなと思えますので、ちょっと聞いてください。

まず、現場が今懸念していることは光熱費の問題なんですね。エアコン入れましたと。夏にがんがん冷房を入れれば、当然、電気代が高騰します。現状でも光熱費の節約をということで現場に様々求められているんですけども、今の状況でやると、学校によっては、何ていうか、動かし放題というふうには当然ならないと思うんですけども、やっぱり、何らかのガイドラインとか使用基準みたいなことを市教委が示す中で、各学校で判断してもらい部分もちろんあると思うんですけども、そういったことをきちっとやっていかないと、つけました、光熱費がかかっていますから使わないでくださいみたいな話になりかねないと。そうなるんでないかなということを非常に心配しています。特に事務職員の方たちが心配をしていましたので、ここはぜひ検討材料として考えていただきたいというふうに思います。

それから、暑熱対策ということで、昨年、子育て文教常任委員会でも提言をさせていただいたりもしましたが、エアコンを導入すればこれで対策ができるということではないと思うんですよね。例えば、夏休みの期間が本当にふさわしいのかどうか。実は、夏休みの前とか夏休みの後にもうすごい暑い時期があるというのは、私が現場にいた頃からそうだったんですよね。6月下旬はやたら暑いとか、9月の中旬は暑いとか、夏休みはそれほどでもなかったねみたいな年もありましたので、そういったことをどう考えていくのかということも課題なんじゃないかなというふうに思います。

それから、学校の中は涼しいけども、例えば登下校の時間帯、朝はそうでもないかもしれませんが、例えば下校時間はどうなのか。昨年は下校時間を繰上げてっていうのもありましたけども、実は、その時間がとても暑い時期だったりするということで、本当にそれが正しい判断だったのかどうかということもあるかなと思います。

それから、屋外での活動、体育ですとかそういった活動に対しても、これは、様々、学校で判断をしていることだと思いますけども、これもやっぱり明確なガイドラインが必要なのではないかなというふうに思います。

そして、やっぱり家庭の理解だと思うんですね。保護者に、やっぱり、旭川の場合はこういうふ

うに考えていますよと。こういった場合は授業時間を繰り上げますよとか、休校扱いにするまでのことが起きるとはちょっと想像できませんけども、そういったことがやっぱりきちっと周知されるべきだと思います。

全く関係なくて、冬の大雪のときだとか、ちょっと吹雪ぎみのときにもそういう議論が子育て文教常任委員会でもありましたので、やっぱり、そういうことを指針として示す必要があるんじゃないかなということで、ぜひ検討いただければと思います。

最後に、もう一つ、子どもたちは夏休みですけれども、教職員には夏休みがありませんので、今、子どもの夏休み期間中も職員は出勤をして職員室等で仕事をされている方たちもたくさんいますが、もともと、教育公務員は、教育公務員特例法で、長期休業中は授業がないから校外研修の機会として活用するべきと、そういう規定の下、運用されていた時代がありました。教員の本務は授業ですので、教育活動、授業なので、子どもがいないのだから授業がないので本来は仕事がないはずなんだけれども、そうでない実態は私も十分理解をしているつもりなんですけども、一方で、いわゆる校外研修としてかつて活用されていたこの期間に、校外研修がほとんど認められないと。勤務地を離れて研修ができるということが有名無実化しているという現状もあります。

何かというと、学校でできることは学校でやってくださいみたいなことを言われて、それは本来の法の趣旨とは違うんでないかということ、私も、現場にいるとき、随分議論してきたつもりなんですけども、これから、さっきの光熱費の話なんですけども、光熱費を下げるのに一番いいのは、やっぱり、夏休みは職員室のエアコンも稼働させないのが一番いいかなというふうに思いますし、もう一つは、超勤を早く解消すれば、その分、電気代はかからない。そんなことも含めて、働き方を見直していくとか、教員の研修の在り方を見直していく一つの契機にぜひしていただきたいというふうに思います。

恐らく、学校現場や教職員団体からも様々な御意見があると思いますので、私は、こうすべきだということは今回は申し上げませんが、ぜひ、これからの検討課題ということで取り上げていただきたいし、もし可能であれば、予算等審査特別委員会の審議の中でもちょっと触れさせていただこうかなというふうに思っています。

以上です。

もしコメントがございましたら、よろしくお願いたします。

○野崎教育長 ただいま、冷房設備に関わってということで、そこを切り口に様々な課題についてお話をいただいたというところであります。

確かに、新しい設備がつくということでもいろいろ心配になることもあるのかなと。はっきり言って、心配な部分があります。光熱水費、今、上がっている中でまたさらにということもありますんで、適正な使用の仕方ですとかというのは、一つの基準を出すというのも一つの考え方かなというふうには思っておりますので、そういうことは検討していければなというふうに思っているところです。

暑熱対策で、夏休み期間のお話もありました。なかなか、フレックスな形にするというのは、事実上、難しいところがあります。

ただ、休業期間の取り方につきましても、今は夏休みのほうに長い期間を取っていますけれども、そのほかにも、幾分、余裕のあるところがありますので、W B G T、あれの中で危険というものが

出たときには例えば休みにするだとかというのものもある程度柔軟にできるようには、期間としては取っているところでありますので、そういうことを踏まえながらやっていきたいなというふうに思っております。

全てにガイドラインを出したり基準をつくるというのはなかなか難しいところでありますけれども、ただいいただいた提案なども踏まえながら、よりよい学校の運営に資するように私どもも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時53分

再開 午後3時55分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○えびな委員 質疑に入る前なのですが、先週2月16日に、旭川市消防本部の故上平和人司令補を偲ぶ会に参列してまいりました。小さなお子様も2人いらっしゃる若い職員が、住民の命を守るため、業務中に負傷したことが原因となって亡くなられてしまったということを伺い、二度とこのようなことを起こしてはならないということを思うとともに、上平さんの分も旭川市の未来のために頑張らなくてはと感じます。

心より御冥福をお祈り申し上げます。

最初の質疑は、日頃より、旭川市の仕事を支えていただいている職員に係する13款1項1目の職員給与費についてお尋ねいたします。

まずは、退職者が増えたということなのか、概要についてお示してください。

○登野総務部次長 正職員の退職手当につきましては、当初予算で退職者数を29人と想定しておりましたところ、現時点で退職手当の支給済みの者10人、退職の意思表示が既になされている者が27人、今後、今年度末までに退職の意思表示がなされることを見込む9人の計46人と見込みましたところから、不足する3億5千667万7千円を補正しようとするものでございます。

○えびな委員 当初の想定より退職者が多くなったということでした。想定人数よりも17人多い46人の職員が退職見込みということですか。

新庁舎も完成して、ハード面での職場環境はよくなっているのではないかと思いますのですが、前年度と比べて退職手当の額及び退職者数がどうだったのか、お聞かせください。

○登野総務部次長 前年度の給料及び諸手当における退職手当の支給実績は7億3千738万5千202円で48人、今年度の補正後では7億4千975万9千197円で46人となっており、おおむね同程度となっております。当初予算と比較いたしますと、令和4年度は7億1千656万2千円で45人、今年度は3億8千942万1千円で29人としていたところでございます。

今年度は、定年引上げの初年度ということで退職者数を少なく見込んでおりましたが、従前の定年である60歳で退職を希望する職員が想定よりも多かったことが要因と考えております。

○えびな委員 前年度の48人と比較すると、結果的に退職者数は2名減の46人なので、おおむね同程度だということですがけれども、令和5年4月に施行された国家公務員法等の一部を改正する法律を受け、今年度から定年引上げを行っていくため、当初予算では退職者数を少なく見積もって

いたとのことでした。

退職には、定年だけではなく様々な理由があると思いますが、今年度の退職者について、年齢などの内訳を当初見込みと比較して教えてください。

○登野総務部次長 当初予算におきましては、60歳前の自己都合、勸奨等による退職者数を23人と見込んでおり、60歳以上の退職者につきましては、定年引上げにより今年度の定年年齢の61歳となる職員はおりませんが、60歳に達した後、61歳前に退職を希望する職員がいることを想定し、6人と見込んでおりました。

一方、現時点におきまして、60歳前で自己都合、勸奨等による退職者数は31人と8人の増、60歳に達して退職する職員につきましては15人と当初より9人多く見込んでいただいております。

○えびな委員 今年度60歳に達した方が38人いらっしゃると同っております。当初ではそのうち6人が退職されると見込んでいたところ、15人が退職されると、また、60歳未満では23人の退職を予想していたところ31人が退職されるということで、いずれも退職予定者が当初の見込みを上回っているのですが、特に60歳に達した方の退職者は予想の2.5倍の退職者数が見込まれております。

そこで、お尋ねいたしますが、改めて、定年が引き上げられた制度の概要についてお示しく下さい。

○登野総務部次長 定年引上げ制度の概要についてでございますが、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくこと及び組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを目的とした制度でございます。

主な内容といたしましては、定年を今年度から令和13年度にかけて2年ごとに1歳ずつ段階的に60歳から65歳に引き上げること、管理監督職の職員を60歳に達した後に管理監督職以外の職に降任させること、60歳に達した職員の給料月額については7割水準とすること、60歳に達した日以後、定年前に退職する職員の退職手当は定年退職の場合と同様に算定することなどとなっております。

○えびな委員 給料月額を7割の水準にしながら、60歳まで活躍してこられた職員の皆様にその知識や技術、経験をさらに生かしていただくことを目的としながら、しかしながら、組織の新陳代謝を阻害しないよう、特例以外では管理監督職である職員は役を降りた上で、非管理役職として勤務しなければならないという制度で、今年度から令和13年度にかけて段階的に定年を延長していくとのお答えでした。

質疑を通して、結果的に職員給与費の予算としては前年度と同程度に補正されているということが分かりました。本年は61歳が定年となるため、定年での退職者は発生しませんが、定年より1年早く退職する方が当初見込みの2.5倍となったということで、新年度でも御活躍いただけた方が想定より早く退職されたというのは残念でもあります。

また、60歳前ではありながら、自己都合や勸奨等により退職される方も想定外の1.3倍いらっしゃるということで、新しいキャリアや御結婚等の理由もあるとは思いますが、全体で17人増えた退職者によって、業務が非効率化することや、また職員の負担増によりさらなる退職につながるよう努めていただきたいと指摘いたします。

定年延長制度は、年金制度の給付年齢の引上げもありますが、労働人口の減少や健康寿命が延びているといった社会情勢を反映させたものと考えております。一方で、制度があっても退職される人数が昨年度と同程度の見込みだということは、やりがいやより働きやすい環境がより大事になってくるのではと考えさせられます。

旭川市としても、人口減少の状況を考えると、より多くの方に健康で働いていただくことが長期的な人材の確保につながりますし、やる気と能力がある皆様には、若くても、60歳を超えていても、退職せずに生き生きと活躍してもらえるような市役所を目指していく必要があると考えます。

この項目の最後に、本市としての認識をお伺いいたします。

○和田総務部長 定年引上げ制度につきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、令和3年の地方公務員法の一部改正によりまして、今年度から段階的に定年が引き上げられているところでございます。例えば、今年3月末までに60歳を迎えた職員の定年は1年延長となり、令和6年度末で61歳をもって定年となります。今年度につきましては、定年延長の初年度ということもございまして、60歳以降の働き方に対する具体的なイメージを抱きにくい中で、最初は漠然と勤務継続の意向であったものが、結果としてライフプランなどから今年度末での退職を選択された職員もいらっしゃるものと認識しております。

制度の完成までは定年の延長とその後の暫定再任用制度の併用ということになりますことから、対象となる職員も自身の生活状況等を考慮しながら市職員としての勤務継続を検討するものと考えてございますが、委員の御指摘にもありましたように、人口の減少が進む中、経験豊かな職員の意欲やスキルを十分に生かせる職場環境の構築というのは、職員の確保とともに、市民サービスの維持向上のためにも重要であると認識してございます。

今後におきましても、経験を重ねた職員と若い職員、中堅職員も含めまして、協力し合いまして、お互いが支え合ってよりよく業務を進めていけるよう、組織体制の整備と職場環境の充実にしっかりと努めてまいります。

○えびな委員 次に、土木部に除雪費の補正予算、除排雪実施に伴う委託料の増について伺います。

補正予算8款2項2目除雪費の内容についてお示してください。

○石持土木事業所主幹 補正予算として提案した2億7千101万6千円は、12月の記録的な降雪などにより、道路脇や交差点の雪山が大きくなり、排雪量が当初見込みを大きく上回っているため、今後、例年並みの降雪量があった場合に予算不足が想定されることから、市民生活や経済活動に影響を与えないよう、市道の排雪作業を継続するために必要となる費用でございます。

予算の内訳といたしましては、幹線道路、生活幹線道路及び生活道路の排雪作業に必要となる費用として2億4千650万円、雪堆積場の整理作業に必要となる費用として2千451万6千円を計上しております。

○えびな委員 12月の記録的な降雪などにより市内各所の排雪量が当初見込みを上回ったため、市道の排雪費用と雪堆積場の整理作業に必要な費用が生じたとのことですが。

今シーズンの現時点までの気象状況について教えてください。

○石持土木事業所主幹 今シーズンの気象状況につきましては、シーズン当初は比較的穏やかな状況が続き、12月10日には積雪がゼロセンチメートルとなりましたが、12月13日から14日にかけて、12月の24時間降雪量としては气象台観測開始以来の最高値となる41センチメ

ートルを記録しております。また、12月12日から18日までの1週間では、過去20年間で最大となる102センチメートルの降雪があり、12月27日には12月の積雪深の最高値である79センチメートルを記録するなど、急激に降り積もった雪により全市的にざくざく路面が発生し、道路の状況が一変するなど、これまでにない大変厳しい状況の12月でございました。

1月以降は比較的落ち着いた気象状況が続いておりますが、2月13日から14日にかけては4月並みの高温となり、2月19日には2月の観測史上最高気温を記録するなど、降雪、気温ともに極端な状況が多く発生しているところです。

○えびな委員 いろいろな数字でお示しいただきましたが、12月は記録的な大雪が降り、大変厳しい気象状況だったとのこと。また、2月に入ってから、今週19日、最高気温が統計史上1位の記録を更新するなど、明らかに例年とは違う天候のシーズンであると思います。

そのような中、どのように除排雪作業の対応を行ってきたのか、教えてください。

○澤渡土木部次長 今シーズンに行いました除雪の全線出動した回数につきましては、車道を6回、歩道を9回実施しております。排雪作業としましては、12月中旬以降のまとまった降雪に対応するため、12月18日から30日までに幹線道路の1回目の排雪作業を完了させております。

また、市長、両副市長をはじめ、関係部課長による除排雪緊急庁内会議を開催しまして、できるだけ早い段階で道路の状況を改善するために、1日300台以上の排雪ダンプを継続的に確保するなど、最大限の体制で排雪作業を進めることとし、例年であれば2月10日までに完了させています生活幹線道路や生活道路の排雪作業を1月末までに完了させたところでございます。

○えびな委員 幹線道路の排雪は昨年未までに終わらせ、生活幹線道路や生活道路も例年より早いペースで排雪が完了したとのこと。

やはり、例年に比べると12月に降った雪が多く残っていたからか、私のところにも多くの市民から除排雪に関する要望が寄せられました。そこで、本市に対して寄せられた今シーズンの苦情、要望はどのようなものだったか、状況をお示してください。

○石持土木事業所主幹 1月末までの市民の皆様からの改善要望件数は約8千400件でございますが、急激に降り積もった雪によりざくざく路面が発生した12月には約4千600件と、非常に多くの改善要望が寄せられております。

改善要望の内容としましては、ざくざくで車が走れないが最も多く、約8千400件のうち約3千900件と約46%を占めております。

○えびな委員 ざくざく路面に対する改善要望が半数近くだったとのこと。年末や1月は大雪でざくざく路面が発生し、大型車が埋まった後に普通乗用車が埋まるですとか、1車線ほどに狭くなった生活道路を双方向からの車が継続して通行することにより溝や段差ができ、車が埋まるだけではなく、破損したということも聞いています。

そこで、お尋ねしますが、ざくざく路面が発生した際の対処というのはどのようになっていますでしょうか。

○石持土木事業所主幹 日頃から様々な気象予報や早期天候情報を把握しながら、ざくざく路面にならないよう必要な除雪や路面の整正作業を行っておりますが、極端な気象状況が発生した場合は対応が難しい場合もございます。

ざくざく路面の対処方法としましては、ざくざくに浮き上がった道路上の雪を削り、道路脇に積

み上げる作業を随時実施し、対応しているところではありますが、日中に大雪が降るなどまとまった降雪によるざくざく路面を解消するまでには時間を要する場合もございます。

○えびな委員 ざくざく路面が発生した場合、道路表面の凸凹を削り、道路脇に積み上げているのことで、その分、幅員が狭くなり、設定は高くなることと思います。現行の圧雪管理の長所は、幅員を広く確保でき、雪山を低く抑えられることですが、ざくざく路面が発生した場合、圧雪路面厚が厚いほど作業量が多くなっていると思います。現在、圧雪厚を薄く管理してざくざく路面の発生を抑制したときの幅員や雪山の状況、排雪への影響などについて、中央地区や神居・神楽地区、北星地区、永山・新旭川地区の市内4か所をモデル地区として検証が行われていると思いますが、近年、気象状況が変わりつつあることにも鑑みながら、路面管理方法についても引き続き検証していただきたいと思います。

さて、本市も大変広いですし、道路もたくさんあるため、全市的な道路状況を把握するということは大変だと思います。現在、どのように状況を確認しているのか、お聞かせください。

○澤渡土木部次長 道路状況の確認につきましては、除排雪作業の仕上がりや雪出しを含めて確認を行う専任パトロール員を今年度から各除雪センターに配置しておりまして、パトロール体制の充実を図りながら現場の機能を強化しております。

また、市民の皆様からいただく道路状況の改善要望には、その都度、除雪センターや土木事業所の職員が現地に向かい、状況を確認しております。

○えびな委員 今年度から各除雪センターに専任パトロール員が配置されているとのことですが、労務費の上昇や燃料費、除雪機械の高騰、担い手不足など様々な課題がある中で苦慮していると思われませんが、除排雪は市民生活や経済活動に欠かせないものです。除排雪の費用が増加する要因は多いですが、将来にわたり安定した除排雪体制を維持していくために、今後どのように除排雪事業に取り組んでいくのか、見解をお示しください。

○幾原土木部雪対策担当部長 除排雪事業につきましては、大雪や急な暖気など気象状況の変化にも臨機に対応する必要があるため、事業費が大きく変動することや、委員が御指摘のとおり、労務費等の上昇に加えまして担い手の高齢化などもございますので、現在の除排雪体制を維持していくことは難しくなっているところでございますが、除排雪をはじめとする雪対策につきましては、市民生活や経済活動に大きな影響を与えるものでありますことから、今後も安定した除排雪体制を整備していく必要があるものと考えております。

これまでも、除排雪の体制強化や効率化を図るため、地区統合による業務体制の見直しや、雪堆積場の確保、除雪企業の負担軽減や、オペレーターの確保に向けた運転免許取得支援の拡充や除雪車両の購入のほか、除排雪作業にICTを活用する除雪DXにも取り組んできたところでございまして、今後も気象状況に応じた予算の確保に努めながら、除排雪事業の省力化や効率化による生産性の向上とコストの縮減を図るとともに、除排雪作業の安全性の向上による働きやすい環境づくりに取り組んでいくことで、将来にわたり安定した除排雪体制を維持していきたいと考えております。

○えびな委員 まだシーズンは終わっていませんが、私も、今年度は土木事業所や各地域の除雪センターに連絡し、何度も御対応をいたただいております。動いていただいた現場の皆様も含めて、感謝を申し上げます。

御答弁で、気象状況に応じた予算の確保に努めるということ、除排雪事業を省力化、効率化して

コストを削減していくというお話がありました。残りの期間の除排雪、しっかりと、かつ安全に行っていたいただきながら次年度へつなげていただきたいということを申し添えて、この項目についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、平成17年にオープンした旭川市科学館サイパルですが、20周年まであと1年余りとなりました。昨年の10月には入場者数500万人を超えたそうですが、旭川で育った私は、入館料が無料ということもあり、常磐公園のそばにあった旭川市青少年科学館に何度も通いました。特に、夏は冷んやりとして最高だった記憶があります。

10款5項4目の科学館施設整備基金積立金について、社会教育部にお尋ねしてまいります。

これは、皆様からいただいた寄附金を財源として積み立てたものだと理解しておりますが、これまでの活用実績とともにお示しください。

○吉田社会教育部次長 旭川市科学館施設整備基金、サイパル☆みらい基金は、常設展示の更新や大規模イベントなどの開催などの財源とすることを目的として、令和2年度末に創設いたしましたところでもあります。これまで、基金の一部を活用いたしまして、令和3年度には常設展示のいまの地球とみらいの地球、さらには、錯覚いろいろコーナーを設置しましたし、ものづくり工房テック・ラボを開設し、運用を開始いたしております。また、令和4年度に開催いたしました特別展恐竜ワールド2022においては財源の一部としても活用するほか、令和5年度におきましては、AI、人工知能やドローンなどの新しい技術がこれからの社会の中でどう使われていくのかを実感できる常設展示、イチマルタウンの整備にも財源として基金を活用しており、この4月からの一般公開に向けて設置作業を進めているところでございます。

○えびな委員 これまでも基金を一部活用しているとのことで、常設展示や特別展を行っているとのことです。

先日、家族でお邪魔したときに常設展示が随分変わったなと感じたのですが、錯覚いろいろコーナーでは、比べると違うように見える色が実は同じだったり、また、1点を見詰めると、あるはずのものが消えて見えたりと、子どもよりも大人が楽しめるのではないかと引き込まれてしまいました。また、令和4年度に行われた特別展の恐竜ワールドは、2万人を超える来場者があって大変人気だったと伺っております。

この新しいコーナーや特別展など、基金の使い道はどのように決定されているのでしょうか。

○吉田社会教育部次長 旭川市科学館施設整備基金の活用方法、使い道につきましては、寄附者の意向が把握できる場合には、新しい展示などのためにでありますとか、特別展のために使ってほしいなどといった寄附者の意向を反映するようにしており、ふるさと納税からなどの不特定多数の方からの寄附につきましては、本市ホームページや館内で周知しているとおおり、今後の展示の見直しや特別展の開催などに活用していきたいと考えております。

また、展示に係る機器や設備、特別展などは大きなまとまった予算が必要となりますことから、数百万円、1千万円といったある程度まとまった額まで基金の積立てを行い、その間に更新を要する展示の検討や特別展の企画準備を行っていく必要があると考えております。

○えびな委員 寄附者の意向が把握できる場合には意向を反映しているとのことです。

科学館で発行されているサイパルだよりを拝見すると、常設展示以外にも工作のワークショップ、おもちゃづくり、レーザー加工、電子工作、パソコン、地学体験学習、木工に天文など、多種多様

なイベントが行われていることが分かります。こういった子どもたちが興味を持ちそうなことを形にするということで、大変苦勞して今の形を積み上げてこられたかと思います。

資料でいただきました寄附金額の内訳を見ますと、現在把握できるものなので、全ての内訳ではないということですが、約90%がふるさと納税だということが分かります。今後、基金をどのように魅力あることに活用していくのかということが大事になってくるのではと思いますが、考えをお聞かせください。

○吉田社会教育部次長 サイパル☆みらい基金につきましては、ふるさと納税サイトをはじめ、様々な機会を通じて広くPRを行い、積立額の増額に努めるとともに、科学に関する知識や技術を伝える展示、さらには特別展、企画展などのイベントの充実を図るなどにより、皆様からの応援を具体的な形で還元するために活用してまいります。

○えびな委員 ふるさと納税の寄附額は増加傾向にあり、これからも基金のお金が増えてくれば、よりいろんなことができると思います。ぜひ、ほかの基金に負けないように寄附を集めていただき、より楽しめる場所をつくっていただきたいと思います。

さて、補正予算書をめくってまいりますと、旭川市科学館ドームシアターコンテンツ上映権賃借料という事項がございました。これについても少し伺っていきたいのですが、まずは、本市のプラネタリウムについて教えてください。

○吉田社会教育部次長 旭川市科学館のプラネタリウムは、直径18メートルの全天周型ドームスクリーンにカールツァイス社製の投影機、8K高画質のビデオプロジェクターと、さらには170席の客席を備えておりまして、本物さながらの星空を投影、鑑賞できる設備となっております。

毎日提供するプログラムは、それぞれの投影スタッフが独自に投影内容を用意し、その日、その日の星空と季節ごとの星空に加え、テーマごとに宇宙、天文について解説する一般番組、さらには、未就学児や低学年児を主な対象といたしまして物語の要素を多く取り入れた幼児番組、そして、専門性の高い良質の番組を高画質で投影するドームシアターで構成しておりまして、年齢を問わず、多くの方々に楽しんでいただける内容となっております。

○えびな委員 一般番組は季節ごとの星空や宇宙、天文について解説しており、幼児番組は星座や星にまつわる物語を中心に構成しており、ドームシアターは専門性の高い番組が上映されているようです。

このドームシアターコンテンツについて、もう少し詳しく教えてください。

○吉田社会教育部次長 これまでのドームシアターにつきましては、一つの番組を、2年から3年の間、継続して投影してまいりました。また、内容も専門的で中高生から大人向けの番組が多い傾向にありました。

令和6年度からは、内容を一新するとともに、投影する番組数を年間3番組まで、2年間で最大6番組まで投影できる契約とすることで、幼児から大人まで幅広い年齢層に対応するバリエーション豊かな番組構成が可能となり、これまで以上に多くの方々にプラネタリウムに親しんでいただけるようになると考えております。

○えびな委員 現在上映されているドームシアターの「オーロラの調べ」も、アイスランドでオーロラを見た気分になれるいい内容でもあるのですが、令和6年度からは、内容を一新し、より幅広い年齢層が楽しめるよう投影できる番組数を増やす契約とするとのことでした。

この旭川は、少し中心部から離れると星がとてもきれいに見える地域でもあります。たしか、昨年は旧東海大旭川キャンパスで星空を見るイベントもあって、科学館の職員が解説されていたと伺っております。

プラネタリウムを通して星に興味を持てば、サイパルには屋上に大きな望遠鏡もあり、毎月、天体を見る会が開催されていますので、より深い知識を身につけてもらうことができます。引き続き、子どもも大人も利用できる環境をつくっていただければと思います。

それでは、この項目最後の質問としてお伺いいたしますが、これからの科学館の方向性について、これまでどんなところに苦勞をし、力を入れてきたかということとともにお聞かせください。

○吉田社会教育部次長 旭川市科学館サイパルでは、「ふしぎからはじまる<科学>との出会い」というものを基本コンセプトとしておりまして、不思議だな、なぜだろうという思いですとか感覚が芽生えるような常設展示やプラネタリウム、様々な実験、実習など、科学への関心を深める学習機会を提供してきたところであります。

以前は、いつまでも代わり映えしないですとか、壊れた展示が故障したままになっているといった印象を持たれたこともありました。職員自らが展示物を一から手作りしたり、展示機器更新のための財源の確保に努めたり、また、年間を通してイベントやパネル展示を実施したり、さらには、企業や高等教育機関、様々な活動に取り組む団体などと連携して事業を展開するなど、創意工夫を重ねることで科学館活動の充実を図って利用者の満足度の向上にこれまで努めてまいりました。今後、これからはAIやIoTといった新たなデジタル時代への適応や、SDGsなどの現代的な課題もテーマに取り上げるなど、さらなる科学への興味と関心、探求心と創造性を育む機会と場を提供することも必要であると考えております。

サイエンスボランティアをはじめ、多くの方々に支えられてきた科学館ではありますが、これからも多くの皆様の御協力をいただきながら、展示や実習、実験などを通じて不思議に出会うことができ、何度訪れても新たな発見と学びがある場所であり続けるよう、これからも様々な活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○えびな委員 吉田館長をはじめとする職員の皆様がこれまでたくさん苦勞し、また、ボランティアさんたちとともにコンテンツをつくり上げてこられた科学館でありますし、また、旭川で生まれ育った大人たちにとっては、おばけ鏡や黄金バットなどの展示物に懐かしい思い出が詰まった科学館でもあります。

さらに、たくさんの興味や子どもたちの夢が生まれるよう寄附を集めていただきつつ、予算を有効に活用していただきたいと述べながら、私の質疑を終わります。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時30分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高木委員 それでは、私のほうからの質疑ですが、今、えびな委員から除排雪の質疑がありましたけども、本当に、ちょっと余談ですが、昨日、おとといまであったかい気分で、路面もアスファ

ルトが見えて、このまま春になってくれるんじゃないかなという期待をしましたが、なかなか思いどおりにならず、今日、朝は雪景色ということで、なかなか想定どおりにいかない部分があるので、補正という部分が組まれていくだろうし、今は年度末なんで、特に今回の補正は、非常に項目、ボリュームが多いんですけども、その中でも償還金というのが非常に多いということと、やはり、物価高、燃料高の関係での光熱水費の増という部分が大半なのかなというふうに思っています。

気になる部分もあったんですが、どうしても予算に絡んでくるという部分につながっていくので、今日は、私のほうからは、償還金の関係でひときわ金額の多い4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費という部分について、中身と、そして現状について、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っております。

中身としては、ワクチン接種事業費の負担金と接種体制確保の事業費の補助金の精算に伴う償還金という形ですが、まず、簡単に概要について聞かせたいと思います。

○小原保健所主幹 新型コロナウイルスワクチン接種事業は、医療機関に対する接種委託料につきましては新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金、接種券発行やワクチン管理、配送、集団接種運営など保健所にて実施している接種体制の構築とその運営につきましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を主な財源として実施しており、今回対象となる令和4年度の事業費は、令和3年に開始した初回接種や、同年12月から開始しました3回目接種の状況を基に算出しております。具体的には、初回接種の実績を参考に、負担金は13億6千425万1千円、補助金は16億6千253万6千円を見込みましたが、負担金と補助金の確定額はそれぞれ9億2千825万2千円、15億8千963万9千円となり、合計で5億889万6千円、見込額より下回りました。

そのため、今回、見込額ベースで交付を受けておりました負担金及び補助金と実績額との差額を償還金として国に返還するものでございます。

○高木委員 今、答弁いただきましたが、これは令和4年度の償還金になるんですね。令和5年度がもう2月に入っていますけども、一応、令和5年度は3月末までの事業なので、今回の補正では令和4年度の償還金ということであるというのが一つと、事業費は、それぞれ、約13億6千万円、補助金のほうは約16億6千万円という形で見込んだけども、これは令和3年度の実績を基にしてこういう形で算出したというふうに、結果的には5億889万6千円の償還金という形になりましたよということだと思います。

ちょっと思い起こせば、令和3年度にワクチンがやっと打てるようになったのかな、そして、令和3年度から打ち出して4年度ということで行くと、非常にコロナのほうも一番猛威を振るっているとき、そして、やっとワクチンができてみんなが打てるようになった時期という部分なんですけど、そこで言うと、この5億円以上の償還金が生じた要因という部分が別でまた何かあるのか、その点について確認させていただきたいと思います。

○小原保健所主幹 令和3年から接種を開始した初回接種の接種率は、令和5年3月末で当初予想の7割を大きく上回る84%程度に達し、同年12月に開始しました3回目接種につきましても、市民のワクチン接種に関する興味、関心が相当高い状況でありましたことから、初回接種と同等の接種率となることが予想されました。また、市民の皆様が円滑に接種できるよう、医療機関や集団接種会場の拡大のほか、コールセンターや予約サポートセンターなど予約・相談体制の強化などが

必要でございました。さらに、3回目、4回目と追加のワクチン接種が次々進められたほか、接種間隔の短縮やワクチン種類の拡大など事前に予測できない状況への対応が相次ぎました。

そうした中におきまして、特に、補助金においては追加要求ができないことなどが示されていたことから、予期せぬ事態に即座に対応することも加味しながら負担金、補助金の要求を行ってまいりました。実際にも、対象年齢の拡大やオミクロン株に対応した2価ワクチン接種の開始など、あらかじめ想定し難い新たな動きへの対応も行いましたが、結果としましては、3回目接種、4回目接種、そして、令和4年秋開始接種のいずれも想定の範囲内の接種率となり、それに伴って接種に関する費用も予算内での執行となったため、結果として約5億円の償還金が生じたところでございます。

○高木委員 本当に、ワクチンができて、初回のワクチン接種率が約84%、7割というふうに見越したけども、84%という非常に多くの方がワクチンを打つことになったということも含めて、それを一つの算出の基にしてきたよということ、さらには、いろんな対応がすぐできるよということで見越したということですが、確かに、ワクチンは、当初は、1回打ったら、8か月かな、間隔を空けないといけないと言われていたのが、それが知らぬ間に6か月になり3か月になりという部分がありましたし、対象年齢的にもどんどん下がっていったという部分も含める、そういった対応に即対応していただいたという部分でいくと、そこも見越しての想定範囲で、償還金というか、予算というか、もらっておいたのかなというふうに思っています。結果的には想定範囲内だったということで、約5億円の償還金となりましたよという答弁だったかなというふうに思います。

今回は、先ほど言ったように令和4年度分ということですが、もちろん令和5年度分の、今、予算があるというか、これは来年度のこの時期に償還金としてまた出されるのかなというふうに思うんですけども、今回の補正の中に約2千万円の繰越明許という形で計上されています。これは、多分、令和5年度分の予算の中の2千万円を繰越明許という形で計上されているんだろうというふうに思いますが、その2千万円の使い道というか、内容についてちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○小原保健所主幹 繰越明許費につきましては、3月までの特例臨時接種の事後処理に係る費用といたしまして、令和5年度の事業費の一部を次年度に繰り越すものでございます。

具体的な中身といたしましては、ほかの自治体で接種しました市民の接種委託料96万8千円、人件費536万4千円、事務室の賃借料や光熱費、通信料892万7千円のほか、ワクチンや保管機器などの回収や処理220万円、接種記録システムの管理に係る費用など69万3千円など、合計2千3万8千円を見込んでいます。

○高木委員 確かに、今、行っているワクチン接種が3月末までと、それぞれ協力していただいた病院の方からの請求というか、そういったものもあるだろうし、いろんな今説明があったような中身、事務室の賃借料とか、そういった部分は4月以降に請求があるということなので、約2千万円分を繰越明許にしていますよということなのかなというふうには思っております。

いずれにしても、3月末で、ワクチン接種も大きく変わっていくと思うんですけども、今現在行われている接種というのが、多分、秋開始だと思うんですけども、想定を4割ぐらいに見ているのかな、その辺の想定で見込んだと思うんですけども、その接種体制というのはどういうふうになっているのか、さらには、接種率は今のところ全国と比べてどんな形なのか、ちょっとその辺も聞かせてい

ただきたい。

○小原保健所主幹 現在は、未接種の方への初回接種を継続しながら、オミクロン、XBB. 1. 5株に対応したワクチンを用いた令和5年秋開始接種を9月20日から実施しているところでございます。ピーク時の月約11万回程度に対しまして、現在は月2千600回程度の接種数と落ちついておりますことから、コールセンターや予約システムなどの予約・相談機能は体制を縮小しながら継続しており、市内約50か所の医療機関で接種できる体制となっております。

なお、接種率に関しましては、2月20日現在で27.8%となっており、全国の22%を上回っている状況でございます。

○高木委員 今ありましたが、ピーク時は月11万回の接種ということで、それは、多分、令和3年度、4年度ぐらいだと思いますが、という形になっている。今、月大体2千600回程度ということで非常に少なくなってきていますが、接種率を見ても分かるように、27.8%かな、旭川の接種率は。ということで、ただ、全国よりは多い。大体、旭川は、いろんな部分の、全国と比べたら低いんですけども、これに関しては全国よりは上回っているということで、ある意味、ちょっとうれしくなるような結果ですが、そういった形で今行われているということかなというふうに思っています。

これは、もう27.8%と、先ほどの一番初めの八十何%という部分から考えたら非常に少なくなっているんですけども、年齢別っていう部分で言うと、その辺の数字をもし教えていただければと思います。

○小原保健所主幹 2月20日現在で、12歳から29歳は4.9%、30歳から49歳は9.8%、50歳から64歳は25%、65歳以上は56.9%となっております。このように年代では差がありますが、現在は65歳以上や基礎疾患をお持ちの方が接種努力義務の対象となっているため、このような接種状況になることはある程度想定してございました。

なお、全国の65歳以上の接種率は52.5%であり、こちらも全国を上回っている状況でございます。

○高木委員 若い世代の接種率が低い、これはもう予想はしておりましたし、4.9%ということでも言われていました。ただ、65歳以上が56.9%ということで、こちらももう少しあるかなと私は思っていたんですが、60%も行かないということでは、大分、高齢の方も接種を控えているとか、行かない方も増えてきたのかなというふうに思っています。

いずれにしても、去年の5月8日ですか、2類相当から5類になって、やはり、一番大きいのは、連日報道されて、今日は何人、今日は何人というあの数字の報道がなくなって、今、テレビでは見なくなったとか新聞でも見なくなったという部分が、気持ち的にはもうアフターコロナという部分、どんどん、どんどん進んでいっているっていう部分があるのかなと。ワクチンについても、それほど、風邪みたいなもんだわとか、インフルエンザと同じだわというような感覚もあるのか、非常にワクチンを打つ方も少なくなっているのかなというふうに思っています。

しかしながら、実際、今、第何波というふうな言い方はしませんが、非常にコロナの感染者が多いんですよね、思った以上に。やはり、市立病院とか、僕もいろいろ聞いていると、職員の皆さんは非常に大人数のところに行かないようにしていると。コロナにもしうつると仕事で迷惑がかかるという部分もあるし、今多いんですということも言われています。父親が、昨日、おととい、退院

したんですけれども、面会も、今コロナが多いのでもう一切面会はできませんというようなことを病院でも言われたので、それほど多いんだというのは、正直なんですけれども、実際のところ、今の感染状況はどういった形になっているのかという部分は、ちょっと聞かせていただければと思います。

○小原保健所主幹 新型コロナの感染の動向ですが、本市における定点医療機関の報告数は、昨年の12月頃から上昇の傾向が続いておりましたが、最新の報告数では17.85から16.08と減少に転じてございます。全道、全国においても同様の傾向を示しており、少し感染が落ち着きつつあると考えられる一方、インフルエンザの感染が再び増えているなど、感染症全般について引き続き注意が必要な状況であると我々は捉えてございます。また、入院者数につきましては、クラスターの発生により1月には最大で140人ほどになりましたが、現在は70人前後で推移しております。

○高木委員 ピーク時とか、多分、ホームページには出るんですよね、数字が。定点医療機関、これは、1か所の病院で、1週間に、受診というか、陽性になったというか、感染者が受診した数だというようなことをちょっと説明書きで書いていましたけれども、それはホームページは見られますが、1月の末、2月の初めが一番ピークで、今あったように、1週間で17.85の方がその病院を受診したよと。もう、病院は、今、コロナになっても、自分で調べて、コロナで、家で1週間休んでいる人もいるだろうから、数的にはもう相当の数があるのかなというふうには読めるのかなというふうには思っています。入院のほうも、今でも70人近くの方が入院しているということなので、やはり、まだまだ収束という状態ではありませんから、気をつけないといけないという部分かなというふうには思っています。

実際に、私の周りも5類になる前のときよりも今のほうが、いや、誰々さん、コロナなんだよねとかいうのはよく聞くんです。そういう部分で言うと、本当に言いやすくなったところもあるのかもしれないけども、そういった部分で言うと、やはり、まだまだ予断を許さない状況なのかなというふうには思っています。

今日の新聞に、来年度、4月以降、コロナの関係の公費の負担は全部なくしますよということで国のほうから出されてきました。実際、4月以降のワクチン接種も有料になるというようなことは聞いておりますが、いずれにしても、このような状況の中にあるけども、4月以降のコロナワクチンの接種という部分も含めて、市の見解というか、4月以降、どういった形なのか、聞かせていただきたいと思います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まず、新型コロナに関する周知についてですが、毎週、本市の定点報告数を全国、全道の定点と併せて市のホームページで公表しているほか、市民広報への特集記事の掲載、市ホームページ、SNSなどを活用し、基本的な感染対策、日頃の備え、感染したときの対応などについて情報発信を行っています。あわせて、ワクチン接種も有効な感染対策の一つとして接種に関するお知らせを行っています。

啓発活動については、医療機関においては、医療従事者に対してマスクやガウンなどの个人防护具の正しい着脱指導などを行い、また、クラスターが発生しやすい高齢者施設においては、研修として実際に施設内を点検し、感染対策について助言、指導を行っています。

次に、4月以降のワクチン接種については、季節性インフルエンザなどと同様に、65歳以上な

どの方は定期接種として、それ以外の方は任意接種として、いずれも自己負担を伴う接種となる予定です。定期接種の時期は、年1回、秋、冬を予定していますが、接種費用やワクチンの種類などについては未定であり、今現在のところ、委員からもありましたとおり、いろいろ報道とかは出ていますが、正式な通知等はまだ市に来ていない状況です。現在、国で検討中ですので、内容が決まり次第、補正予算を御提案させていただきたいと考えていますし、それと併せて市民にもお知らせしてまいります。

4月以降は、行政も医療機関も通常の体制に移行しますが、新型コロナは今後も流行していくと考えられますので、今までの経験を踏まえて、引き続き感染に対する対策についてしっかりと取り組んでまいります。

○高木委員 いずれにしても、4月以降からワクチンが有料になるということで、3月末までは無料で打てるということなので、もしワクチン接種を希望されている方は3月末までに打っていただければ無料で打てるのかなというふうには思っています。

いずれにしても、2020年だったかな、日本で初めてコロナの感染者が確認された。当時は、もう未知のウイルス、確かに未知のウイルスなんですけども、ということで非常に世界的にも大きな問題になって、多くの方が亡くなられたということもあります。そういった未知のウイルスという部分は、今後も可能性がないとは言えないですね。そういう部分でいくと、やはり、今回、本当に市の皆さんが、特にコロナ担当の職員の皆さんをはじめ、職員全体が応援体制の中でみんなが頑張ってくれたから何とか乗り越えられたのかなというふうに思っていますし、そこには感謝と敬意を申し上げたいと思いますし、今回のこのコロナとの闘いというか、コロナのあれは、今後、もし違うウイルスとか出てきたときに、一つの見本じゃないですが、一つのあれになりますから、きちっとそういった部分は残しながら、今後、もし何かあったときに、こういう体制で当時は乗り切ったんだというようなことも残るような形を取っていただいて、していただきたいと思います。

コロナ担当の皆さん、部署は、あと1年は、多分、最低限度、部署は残ると思いますが、だんだん、だんだん縮小してきているのかなと思いますが、いずれにしても、最後までまたお世話になりますけれども、よろしくお願ひしたいということをお述べまして、私の質疑を終えたいと思います。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き委員会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の委員会は、これで散会いたします。

散会 午後4時52分